

平成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 3 日 )  
( 第 28 号 )

第  
28  
号  
12  
月  
3  
日



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 28 号

○平成30年12月3日（月曜日）

---

### 議事日程（第28号）

平成30年12月3日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第190号から議案第200号まで  
〔委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第190号から議案第200号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志

37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第198号から議案第200号までについて、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、請願文書表に関する正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

---

人 委 第 100 号

平成30年11月29日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

## 地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

平成30年11月29日付け三議第149号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

### 記

議案第198号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第199号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第200号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

### 別紙 1

#### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する 人事委員会の意見

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

本委員会は平成29年以降の特例条例案に対する意見及び人事委員会報告において、このような給与の減額措置を行うことに対し遺憾の意を表明し、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準の確保を望んできました。

今回管理職員に対する給料の月額減額措置期間を再び延長することは、今までにない厳しい財政状況を踏まえての管理職員に限定した特例的な措置であると受けとめますが、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであります。

本委員会としては、勤勉手当も含めた給与の減額措置が解消され、地方公務員法の規定に基づき給与が決定されることを望みます。

なお、人事委員会報告において表明したとおり、任命権者においては、引き

続き任用、給与、働き方などの人事行政が人件費に与える影響についても注視し、適切な対応をしていくことを求めます。

別 紙 2

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が平成30年10月12日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、一般職に属する職員の地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。

---

平成30年定例会11月定例会会議 請願文書表（新規分）正誤表

（新7頁）

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係  
受理番号請58「提出者・紹介議員」中

正

今井 智広
-------

誤

今井 智弘
-------

## 質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

[25番 藤田宜三議員登壇・拍手]

○25番（藤田宜三） おはようございます。鈴鹿市選出、新政みえの藤田宜三でございます。議長のお許しがありましたので、発言をさせていただきたいんですが、残念ながら、今日は議長席に花がございません。何でかなとお聞きしたら、何か手違いで遅れるそうでございます。ここにはあるのですが、議長席にはございません。

そのかわりに12月8日、9日と実はメッセウイングで花フェスタというのを開催をさせていただきました。これは花の国づくり三重県協議会というのと、三重県とが一緒になってやらさせていただきますので、どうぞテレビをごらんの皆様方、御参加をいただきますように御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいというふうに思います。

先だっの11月21日に知事のほうから県政運営に当たっての考え方において、新しく策定されたみえ産業振興ビジョンについてお話をいただきまして、これについていろいろ質問させていただきたいな、こんなふうに思っております。

それによりますと、かなり膨大な量の内容でございましたので、しっかり読まさせていただいたんですけども、まず初めに人口減少である、超高齢化が今まさに来ておるという一つの状況、そして同時にI o Tであったり、ビッグデータ、A Iに代表されるような第4次産業革命の時期だと。それがどんどん進展している時期なんだという時代評価をしていらっしゃる。それに的確に対応していくために、このみえ産業振興ビジョンをつくって産業政策を進めていくと。

その上で、今申し上げた第4次産業革命への適応をしていくんだ、同時に、将来の地域社会の担い手である若者の活躍をもっともっとやっていただきたい

いという意味も含め、3点目にローマ字でKUMINAOSHIという言葉をお使いになって、新しい価値をつくっていくんだと。この視点を特に重点に置かれて、このビジョンを策定したと、こういうお話でございました。

三重県の経済的な自立、持続的な発展に向けて、知恵や知識、そして技術を国内外から積極的に取り込んでくる。それを組み合わせ、あるいはつなぎ直していくKUMINAOSHIを進めるということで、若者が躍動し、新しい価値を生み出していけるように、産業の育成、振興をしていきたい、こういう表現をさせていただいております。

この言葉を聞かさせていただいて、何かちょっと新しいものを期待をしながら読み進めさせていただきました。

9月の自由民主党県議団水谷議員の代表質問でもあったんですけども、三重県では大きな経済的なショックであるリーマンショック、そのときに、本県の産業が世界経済の影響を非常に受けやすい構造であるということが明確になった。それに対して、強靱で多様な産業構造を構築するために、平成24年にみえ産業振興戦略を策定をいただいて、それに対応していくということで進めていただいたと。

その後、平成28年3月に成長産業のさらなる攻めの取組、あるいは外部環境の変化に適応しながら、対応しながら戦略を改定をされたと。

内容は宇宙産業や環境・エネルギー関連産業の振興、新たなヘルスケア産業の創出など、県の成長を導く産業の創出・育成に取り組む、2番目がものづくり中小企業の高付加価値化に向けた支援をしていくんだ、4番目が観光の産業化を進める、食関連産業の振興をやっていく、同時に県内、いろんなところからの会社の投資をもっともっと促進していくんだ、6番目が三重県中小企業、小規模企業振興条例に基づいて取組をもっともっと促していきますよ、7番目が産業界のニーズに応じた人材の育成、確保、国内外とのネットワークの構築、活用、この辺のところを中心に置かれて、産業基盤を強化するということで取り組んでいただいていたわけでございます。

その結果についても、みえ産業振興ビジョンの中に附則で付けていただい

であったんですけども、それまでの産業戦略の総括といえますか、評価を  
していただいております資料が付けていただいております。

読ませていただきますと、県内のものづくり産業の高付加価値化、労働力  
人口に占める就業者の割合の向上、その他いろいろな面というんですか、  
いい結果、目標に達した結果が、成果が出ておるといふ評価と、一方では、  
ものづくり産業の県内への波及効果という点では、東海4県の中で見ると三  
重県の場合は非常に低いという総括もございました。

そういう中で今回のみえ産業振興ビジョンをおつくりになられたと。前の  
みえ産業振興戦略による、先ほど申し上げた結果といえますか、を踏まえて、  
目標は2030年ごろの産業の姿をイメージをされて、既存価値を超え、先ほど  
申し上げたKUMINAOSHIの産業政策で若者が躍動する三重という基  
本理念を持ちながら、知恵、知識、技術を組み合わせ、つなぎ直し、共感と  
協創による新しい三重の産業を創出していくと、そういうふうに書いていた  
だいております。

私も人口減少というのは非常に大きな問題であるし、超高齢化の進展とい  
いますか、このことに対する危機感は大変持っておりますし、今、現時点が  
第4次産業革命の真っ只中といえますか、どんどん進んでいくんだという状  
況でございますので、今まで物事、ビジネスも含めて見てきた視点ではなく  
て、全く違うところからの視点、あるいは新しい技術を取り込みながら、再  
度見直していこうと、そういう意味で、このKUMINAOSHIというのが使  
われておるのかなというふうな思いを持ってはおるんで。その理念とい  
うのは私も共感するところがございまして、そうであるべきだというふう  
に思いますけども、ただ、このローマ字でKUMINAOSHIという表現を  
された、このことである方から注目を浴びながら、今まで、我々が使っ  
ている組み直しという日本語ではなくて、県としてはこんな意味を持って、  
あえてアルファベットのKUMINAOSHIというような表現をされてお  
るというふうに思いますけども、この本来の意味はいろいろあるかと思  
いますけども、一般的にどうも執行部のおっしゃっている意味が非常にわかり

づらい面もあるのかな。私自身もちょっとその辺のところを今回お聞きしたいなということで取り上げておるわけでございますけども、今まで産業振興戦略というふうにずっと進めていただいておって、それを今ここでKUMINAOSHIという名前を掲げて、今回のビジョンをつくられた。このKUMINAOSHIという表現の中に入っているといたしますか、思いを県内の事業者の皆さん、あるいは県民の皆さんにちょっと事例を挙げて御説明をいただけないかというのが一番最初の質問でございます。よろしく願いをいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） みえ産業振興ビジョンで基本理念として掲げましたKUMINAOSHIについて、事例も含めてということでございますので、御答弁申し上げます。

11月に策定をいたしました、みえ産業振興ビジョンの基本理念に掲げたKUMINAOSHIにつきましては、目指すべき産業の姿や産業政策の方向性について議論を重ねる中で、新たなキーワードとして出てきたものでございます。

ビジョンでは、今後、喫緊に取り組んでいくべき課題を整理しておりまして、その一つに新たな知恵や知識、技術の取り込み、新しい価値の創出を挙げております。

I o T、A Iなどの技術の急速な発展や、グローバルな競争の激化に伴い、企業は、かつてないほどの変化に対応するスピードが求められております。また、顧客ニーズの多様化、製品・サービスのライフサイクルの短期化等に伴いまして、要求レベルもますます高まり、今までのように自社の知恵や知識、技術だけで、付加価値を高め、もしくは創出していくことは難しくなっております。

県内の中小企業へのヒアリングでも、若手のネットワークや交流の場づくりが必要、交流をきっかけに新たなコラボレーションが生まれるのではないかといった声もいただきました。

また、県内外企業5000社を対象といたしましたアンケート調査では、産学官連携などの外部連携について、県内の企業は県外の企業と比較をしまして取組が遅れているという課題も明らかになりました。

このような状況を踏まえますと、既存の価値に捉われずに、新しい価値を生み出していくことがこれまで以上に必要とされており、今後、産業政策を進める上で、知恵や知識、そして技術を国内外から積極的に取り込み、それらを組み合わせ、あるいはつなぎ直していくKUMINAOSHIを進めることによりまして、新しい価値につなげていくという視点が重要であるというふうに考えております。

KUMINAOSHIの具体的事例としまして、県内の若手経営者が、これまでにないクリエイティブな発想や手法で、新しい価値の創出に取り組んでおります。

例えば、老舗食堂がAIやビッグデータを活用して利益率を飛躍的に向上させたり、トマト栽培事業にICT自動化設備を活用し、安定して高品質なトマトを生産しております。

また、IT企業が地元の水産業界と提携をしまして、地元で水揚げ、加工いたしました魚を使ったベビーフードを開発し、オンライン販売を行い首都圏でも成功をしております。さらには、豆腐メーカーが新しい加工技術で、県産食材を活用した高付加価値な豆乳を開発し、女性向け食品の全国コンテストで入賞するなどしております。

こうした事例は、従来の産業政策では余り光を当ててこなかったKUMINAOSHIによる取組の成功例であると言えます。

県としましては、このような取組がさらに広がり加速しますよう、例えば、ものづくり産業のスマート化や、中小企業、小規模企業におけるICTの導入、活用促進、デザイナーをはじめとしたクリエイター等との連携による新たな製品、サービスの創出の促進などに取り組んでいきたいと考えております。

さらには、三重大学や東京大学のサテライト拠点との連携を深めるなど、

あらゆる産業分野でオープンイノベーションが進みやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

こうした取組は、別途工程表を作成をいたしまして、その進捗状況を把握するとともに、その都度、改善を重ねながら進めていくこととしまして、KUMINAOSHIの産業政策で若者が躍動する三重の実現につなげていきたいと考えてございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 私、前回つくっていただいた産業振興戦略の中でも、これに類する話はあったのかなというふうに思っている一人なんです。今のお話ですと、トマトの栽培、あるいは豆乳の話であるとか、いろんな例をいただきましたけども、これに対して県としては前の産業振興戦略では光を当てていなかったということなんではないでしょうか。今、そんな表現をされたんですが、そういう、例えば、トマトの栽培で申し上げれば、ICTの技術がどのように使われておるのかというのは細かくは存じ上げませんが、オランダでは既に20年、30年前から全てを管理をしながらトマト、あるいはほかの野菜を生産する技術というのは既に確立をされておったわけなんですけども、それを我々農業者がやるという話になると、莫大な資金が要ると。そういうところでちゅうちょしていた生産者もいっぱいいたと思うんですけども、例えば今のお話ですと、そういう組み立てをしていけば、県としても支援をしていくんだというふうに理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。

○雇用経済部長（村上 亘） 前回の産業振興戦略では、それぞれ特に進めるべき先端分野の産業でございましてとか、あるいはそのサービス戦略とか県内外への投資促進というような、そういう縦の部分でかなり取組を進めてきたという整理をさせていただいております、それを今回はその分野に限らず、いろんな分野が結びつくことによって新しい産業を生み出していきたいという趣旨で、今回、組み合わせという言葉を使わせていただいているわけでございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） それはまさに現場にある課題を解決するために、これまでの縦割りのものでは対応しきれないという現状があるわけですので、今お答えいただきたいいろんなところの部署が一緒になって、そういうものを進めていくということであれば、ぜひ今後も進めていただきたいなど、こんなふうに思います。

続いて、まだまだちょっとびんと来ない部分もありますので、中小企業に対する今後のこのビジョンに基づいてどんなことをされていくのか。今、ちょっとお話しはいただいたかなというふうには思いますけれども、ビジョンを読ませてもらいますと、10年先を見据えて基本理念の実現に向けて進めていくと。

その中で、四つの方向性というものを書かれておまして、第4次産業革命へ適応していくような中小企業に変えていくんだ、多様な魅力を生かした付加価値をどんどんもっつつくっていくんだと。これは今お答えいただいた今までにない発想で付加価値を高めていくようなことを進めたいということだというふうに思うんですけども、そういうことを通じて冒頭で申し上げた人口減少社会での地域課題の解決への貢献をしていくんだ、4番目には産業プラットフォーム化を強化することで進めていくと、こういう話になっておりますけれども、この間、議会も執行部と一緒にやって中小企業を振興していこうという内容を条例化をさせていただいた、三重県中小企業、小規模企業振興条例というのをつくって施行させていただいております、その条例の中で中小企業、小規模企業の振興についての基本理念を定めて、県が何をやるか、中小企業の努力をどう引っ張り上げるか、市町及び団体などの役割を明確にしながらやってきたという経過があるかというふうに思います。

しかしながら、非常に厳しい状況であることも、これまた事実でございます。調べてみました。平成29年度、経営者の高齢化や後継者難などで、そういう理由で休廃業に陥った、あるいは解散をしたという件数が487件、倒産件数が100件でございますので4.8倍、これに対しては事業承継ということで、大きく取り上げて県も対応いただいているというふうに思っておりますけど

も、中小企業というのは本県の経済を非常に牽引をしていく方々でありまして、地域社会を持続的に形成をしながら維持、発展をさせていくと、そういう意味では非常に大きな役割を持っていただいております。中小企業、小規模企業の振興について、このビジョンでも重要視をしていくんだというふうに書いていただいておりますけれども、前述いたしました条例の趣旨を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか。特に今までの産業振興戦略との違い、働きかけも含めて中小企業に対してどんなふうに進めていくんだということをお聞かせいただけないかなというふうに思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 中小企業、小規模企業の取組についてのお尋ねでございました。

議員からも御紹介いただきました条例でございますけれども、平成26年4月に施行をさせていただきました。中小企業、小規模企業が、本県の経済を牽引し、地域社会の持続的な形成、維持に寄与している重要な存在であるという認識をしまして、中小企業、小規模企業の経営向上に対する主体的な努力を促進するとともに、特に小規模企業に対してきめ細かく支援することなどを基本理念として掲げてございます。

今般策定をいたしましたみえ産業振興ビジョンにおきましても、改めて中小企業、小規模企業振興条例の趣旨を踏まえて、引き続き、粘り強く中小企業、小規模企業の振興に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、人口減少と高齢化、第4次産業革命の進展など、社会経済情勢等が急激に変化をする中で、中小企業、小規模企業が、これからも持続的に発展していくためには、ICTの導入、利活用を進め生産性向上を促進するとともに、若者から選ばれる魅力ある仕事を創出していくことが必要でございます。加えて、KUMINAOSHIによる新たな事業展開を支援していくことも大切だというふうに考えております。

こうした課題も踏まえまして、ビジョンの四つの取組方向に沿って、具体的な取組を進めていきたいというふうに考えております。

例えば、中小企業、小規模企業が第4次産業革命のもたらす変化へ迅速に  
適応し、生産性を向上していけるよう、ICT関連情報の共有や導入、利活  
用の支援、人材の育成など、中小企業、小規模企業のICT化を促進してい  
くこととしております。

また、今後、成長が見込まれる航空宇宙産業や次世代自動車産業への参入  
をサポートするとともに、県内ものづくり中小企業の高付加価値化をさらに  
促進をしております。

伝統産業はもとより食、さらには観光などのサービス産業に携わる多くの  
中小企業、小規模企業には、世界にも誇れる県産食材や県産品、県内観光資  
源など、多様な三重県の魅力を再認識していただき、そこに新たな要素を組  
み合わせたり、つなぎ直したりすることで、新たな付加価値の創出につなげ  
ていけるよう取組を進めてまいります。

人口減少や超高齢社会の到来、若者の県外への流出など、都市地域や農山  
漁村地域それぞれが課題を抱えている中、地域に根差した中小企業、小規模  
企業こそが、その経済活動を通じて様々な地域課題の解決に貢献できるもの  
と認識をしております。中小企業、小規模企業の円滑な事業承継のさらなる  
促進や、地域の生活を守る生活関連サービス産業の振興などに取り組んで  
いくこととしております。

加えて、中小企業、小規模企業、自らが主体的に経営の向上を図っていく  
ことを促していくことが重要でございますが、中小企業、小規模企業は、資  
金や人材など経営資源に制約があり、外からの変化にも弱く、場合によっては  
不公平な取引を強いられるなど数多くの課題を抱えることもございます。

そのため、商工団体等とも連携をしながら円滑な資金供給や人材の育成・  
確保、経営向上の取組などをきめ細かく支援してまいります。

こうした取組によりまして、地域の雇用、経済を支える中小企業、小規模  
企業が、急激な環境変化に的確に対応しながら、新たな事業に挑戦し、今後  
も持続的に発展していけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。満遍なく正解のお答えをいただきまして、具体的にやはりそれが、これ、ビジョンですので一つ一つ確実に進めていっていただきたいなというふうに思います。

先日、ある中小企業へちょっとお邪魔をしていろいろお話をお伺いしておったんですけども、やっぱり中小企業というのは独自性を持たないとだめだ、そのためにはやっぱり人材教育なんだと。その人材教育をきちっとやる、それは自分のところへ働きに来ていた従業員にきちっと技術を教えて、そして独立させていくんだと。その独立をした従業員が、その地域の中で一つの役割を果たしていけるような、そんなことをやっぱり企業としては考えていかなきゃいけないというようなお話もされてました。

確実にその地で根を下ろしていける産業というものをやっぱり県としては情報を把握をいただいて、これは先ほどお話しいただいたように、KUMINAOSHIの対象になるなど、こういうものをぜひとも発見をいただいて、まさしくKUMINAOSHIの中で育てていくということ、県としてもやっていただきたいな、こんなふうに思います。

ちょっと舌足らずで申しわけございませんけども、本当にその中小企業、航空宇宙産業の方でございましたけども、26歳から独立をしてやっと今、認められたと、こういう話をされてました。その過程の中で自分の経験から、こういうふうに行っていくと地域の産業というのは確実に残っていくよというお話をお伺いしました。また、詳しい話はさせていただきたいというふうに思います。

次に、伝統産業についてちょっとお伺いをさせていただきます。済みません、観光の質問は飛ばさせていただきます。時間がございません。

今日は、実は三重テラスで伊勢型紙の江戸小紋と伊勢型紙という一つの行事を夕方7時からやられるということでございますが、そういう伝統産業、県内に今、四日市の万古焼であったり、伊賀の伊賀焼、くみひも、そして私の鈴鹿には墨と型紙がございまして、非常に長年にわたって受け継がれてきた技術がございまして、地元の伊勢型紙についてちょっとお伺いしたいなと

いうふうに思います。

伊勢型紙の関係者の方に今現在の課題をちょっとお伺いしたんですけども、現状をまずお聞きしたら、型紙の彫師さんというのがあって、組合がございまして、最盛期には1000人ぐらいたそうでございます。それが何と今15人です。そのうちの13人が文化庁の技術保存会によって伝統工芸師に指定されておると。

ところが、この13名の方というのは多くが高齢の方でございまして、この先、どうなるんだろうと大変心配をされておりました。

あの型紙をつくる茶色の紙ですけども、これを専門でつくるところがございまして、これがもう2社になっていると。それから、要はでき上がった型紙をいろんなところに行って売るといふ型商ということらしいんですが、一番多いときには36社ぐらいたったのが、今やもう11社であると、そういう状況だといふふうにお話をお伺いしました。

型紙というのは、それ自体を使うんじゃないに、先ほどお話ししたように、今日7時からやっただく江戸小紋を染めるという、そういう道具として使うわけでございますので、その着物が着る機会がどんどん減っていきますと、自動的に仕事も減っていくという、こういうものでございまして、大変需要が減ってきておるといふことでございました。

こういう現状を含めて、広い意味でのKUMINAOSHIでいろんな産業を底上げしていくんだというお話でございますけども、じゃ、伝統産業に関して、その辺のところ、ビジョンを含めてどんなふうにお考えなのか、どんなふうな取組をされようとしているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 伝統産業についてお尋ねでございました。

本県の伝統産業は、三重県の歴史、文化、風土と密接に結びつき脈々と営まれ、これまでも地域経済を支えてきただけではなくて、本県の魅力を語る上で欠かせないものと認識をしております。

しかしながら、多くの伝統産業は、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化によりまして、需要の低迷や従事者の高齢化などの課題に直面するなど厳しい環境にあると認識をしております。

こうした課題を克服すべく、県内事業者は伝統の技術を生かした商品開発等に御努力をされているところをごさいます。県では、このような動きをサポートするため、消費者のニーズを踏まえた付加価値の高い商品開発や販路開拓の取組を推進してまいりました。その結果、一例として、伊勢木綿が名古屋の飲食店ののれんやスタッフのエプロンに採用されるとともに、伊賀焼や尾鷲わっぱが、東京等のセレクトショップで継続販売につながるなど、一定の成果を上げてまいりました。

また、伊勢志摩サミットにおける展示、実演をはじめ、デザイン性や機能性に優れた工芸品等を三重グッドデザインに選定をいたしまして、県内外で情報発信することにより、本県伝統産業、地場産業の認知度向上や販路拡大などにつながってきたというふうに考えております。

一方、議員おっしゃっていただきました鈴鹿墨と伊勢型紙につきましては、三重テラスにおいて、毎年、イベントを開催をさせていただいております。本年8月の鈴鹿墨展では、2日間で450人、本年10月の伊勢型紙東京展では、3日間で700人の御来場をいただき、多くの方々に鈴鹿墨や伊勢型紙を知っていただく機会となりました。

なお、伊勢型紙東京展は特に好評でございましたので、来年3月にも開催を予定をしております。

一方で、県内事業者からは伝統産業、地場産業に携わる事業者等の交流できる機会があるとよい、デザイナーのノウハウを取り入れた商品開発をしたいなどの声もいただいているところがございます。

県では、こうした声を踏まえまして、事業者、関係団体、市町、デザイナーをはじめとしたクリエイター等との連携によりまして、伝統産業、地場産業間の組み合わせのみならず、食品とのコラボレーションやICTの活用など、知恵や知識、技術を組み合わせ、つなぎ直しを行うことで、消費者

ニーズに対応できる新たな価値の創出につなげまして、伝統産業、地場産業の持続的な発展につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 本当に重要な産業だと私は思ってますし、本当に鮫小紋の技術、何でこんなことができるんやろというぐらいの、穴を掘っていくだけなんですけども、遠くから見ると、サメのうろこのようになっていくという、本当にすばらしい技術やと思いますので、ぜひ御支援をいただきたいなというふうに思います。

具体的に何か今までであるところに出展するのに支援をいただいとったんですけども、それも切られたんですわというような話もされてましたので、そういう意味での御支援もお考えいただきたいなというふうに思います。

みえ産業振興ビジョンについては、それぐらいにさせていただきまして、質問を次に移らせていただきます。

先日、ちょうど今問題になっております出入国管理及び難民認定法の改正法案が衆議院が通ったその日に、この問題について会派で勉強しようというので、参議院の中に法務委員会調査室というのがありまして、その調査室の方から今回の法律について説明を受けたわけでございます。

外国人が日本へ入ってくるという中で、その仕事をするということについてどんなパターンがあるのかなど。今回はどこに位置するのかなどいうのを表にしたものがこれでございます、（パネルを示す）今、問題になっているのは、この真ん中の赤の枠の中で囲んであるのが今問題になっておりまして、特定技能1号、特定技能2号と、こういうのを新しくつくと、こういうことなんです。

今までありました外国人技能実習制度、1号、2号、3号というのがございまして、それぞれ皆さんのお手元にあろうかと思えますけども、条件がありまして、技能実習1号で1年、技能実習2号で2年間実習ができるということでございます。

今回、特定技能1号という資格で5年間日本国内で住むということになり

ますと、この少なくとも技能実習3年間を終えないと、方法は二つあるそう  
でございますけども、技能実習生で3年間実習を行いますと、試験が免除に  
なって制度上、特定技能1号になれると。特定技能1号になれると、就労契  
約が実習の場合はどこで働くかということが決まっておりますけども、1号にな  
ると自分の意思で働くところが選べるということらしいです。

こういう形で日本の国内で働くということによって今、大変問題になって  
おります労働力不足を解消しようというのが、この法律の趣旨ということで  
今、国会で審議をされておるといことでございます。

この是非については、私どものこの議会で議論をするというわけにはまい  
りませんので、国会のほうでやっていただければいいというふうに思います  
けども、ただ私が心配するのは、この図でいきますと、実習生3年間、そし  
て3年間実習をやりますと試験免除で5年間の特定技能1号に自動的になる。  
そうなりますと、最低でも8年間日本で住めるということになります。

そうなりますと、やはりこちらで結婚されるとかということが起こってくる  
だろう、8年間生活をされるということになりますので。そうなりますと、  
今現在でも小学校で外国につながる子どもというのは確実に増えておる  
んですけども、私はこの制度が進んでいくと、日本国内で結婚され、そして  
生まれる子どもが小学校へ、中学校へ行く人数がどんどん増えていくんだろ  
うというふうに思っております、そこで生じる子どもの問題、それから実  
習あるいは労働で入ってきている皆さん方の数はどんどん増えてくる。そこ  
で起きてくる日常の課題というのは、確実に地方自治体の守備範囲の中へ  
入ってくるだろうというふうに思うわけでございます。

私ども、多文化共生を考える議員の会というのをつくっております、昨  
年、ちょうど10周年で区切りの大会を開かさせていただいたんですけども、  
この10周年の間にいろんなことが起こりまして、生活支援に対する県の対応  
をお願いしたり、あるいは免許証の外国語で学科を受ける、それをお願いを  
して、英語、それからポルトガル語で受けれるようにさせていただいたとい  
うようなこともあります。そういう情報を集め、検討しておる議員の会の中

で話し合われておるのは、この2000何年、ちょっと年数は忘れましたが、要は日系という理由で日本国内に定住ができる、こういう法律ができた。そのことによって生じた課題というのが今、お話をさせていただいたように、日本の全く違う文化で、全く違う教育環境の中で育ってきた子どもをはじめ、保護者の方、そういう皆さんが生活をし、子どもを育てという中で、本当にいろんな課題が明確になり、その問題を解決するために、地方公共団体が本当に苦勞されているというのを目の当たりにしてまいりました。これがまた起こるのではないかという危惧をしておるわけでございます。

そういう中で、特に子どもの教育をどうしていくんだという話を議員の会で検討しておりまして、とにもかくにも小学校に入ってきた後では非常に難しい問題が出てくるんだと、もう小学校に入る前からきっちりした教育をしていかないと、これはだめだねというのが共通の認識になっております。これは単に私たちが思っているだけではないし、現場に行って現場の皆さん方とお話し、それは保育園であり、幼稚園であり、小学校であり、中学校でありに行ってお話をさせていただくと、そういう皆さん方の声が非常に多いということでございます。

これを進めていく上で、実は去年にもこの質問をさせていただいておるんですけども、これは保育園という視点から環境生活部長に質問させていただいたんですけども、今回は私、ちょっと常任委員長をさせていただいたものでそれができませんので、教育委員会の立場から子どもがどんどん言語や背景の多国化が進んでおると、そのような中で子どもが本来持っている能力を発揮するために、抵抗なく小学校になじむということが非常に重要だし、そこで充実した小学校生活を送れば、これは小学校、中学校と順番に勉強を重ねる中で日本の中に溶け込んでいけるというふうに思うわけでございます。そもそも幼稚園、小中学校というのは、各市町の教育委員会がもともとやる場所ですけれども、しかしながら、県教育委員会としてもやっぱり就学前の教育ということについては、もっともっと力を入れていただきたいなという思いがあって、この質問をさせていただくんですけども、特に愛知

県では、プレスクールということを大変重要視をされて、県としてそのマニュアルをつくっておるんです。こんなことをやっている県があるわけですので、ぜひそこまでとは言いませんけども、三重県の教育委員会として外国につながる子どもの就学前の教育についてお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 外国につながる子どもたちの幼児教育、就学前教育についての御質問でございます。

幼児教育は小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる、大切なものと考えます。幼児期に身につけた言葉の力が小学校1年生での文字、数、思考や頑張る力につながっているという研究結果もあることなどから、外国につながる子どもたちも含めて、個々に応じた支援を行うとともに、幼稚園等と小学校が互いに学びを意識した保育教育活動、指導を行う必要があると考えております。

このような中、日本語支援が必要な外国人の子どもたちについては、円滑に小学校で学べるように、市町の状況に応じて進められているところでございます。

県教育委員会では、このような県内の市町が取り組む状況をさらに把握するとともに、外国人の子どもたちが多く住む市と情報を共有するなどして、現在、事業を進めております。9月には環境生活部と連携して、国の補助事業ですが、県事業、就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業というのがございますが、これを活用している鈴鹿市など7市と様々な取組等について情報交流を行ったところでございます。

参加者からは就学前の取組の必要性を改めて感じたという声も聞かれました。

県教育委員会としましては、引き続き関係部局と協力をし、市町の状況等をさらに把握するとともに、県内外の先進事例についての情報収集を行い、市町へ共有するなど、市町における外国人の子どもたちに対する就学前の取

組が充実するように取り組んでまいります。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 今のお答えですと、それぞれ市町にお任せをして情報を集めて、それを共有すると、こういう話かなというふうに思いますけども、基本的な仕組みはそうなっておりますのであれですけども、私はやっぱり県教育委員会としても、愛知県のマニュアルというところまでは申し上げませんが、やっぱり情報を集めて、その中で一つの方向性というものを県教育委員会の中で固めていく、固めるというと市町に対して指示になっても、これはいけないとは思いますが、その辺のところはぜひとも情報を集めていただいて、県だけにとどまらず、他県の情報も集めていただいて方向性をお示しいただければありがたいなというふうに思います。

そのお願いをして、この項の質問は終わりにさせていただきます。

最後になりますが、障がい者の方の社会参加ということで質問させていただきます。

県議会中心に議員提出条例、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例というのを私も委員の一人として参加をさせていただいて、つくらせていただきました。10月1日より施行されたということでございます。

この条例の第1条には、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定める、こういうふうに第1条に書かさせていただいたわけでございます。

障がい者の自立及び社会参加の支援を行うということを内外にといいますか、県民に向けて宣言をしたということでございます。

本当は社会参加活動についての部長の考え方をお聞かせいただこうという

ふうに思っと思ったんですが、時間がもうあれだけですので、1点だけ部長にお聞きしたい件がございます。

県として障がい者の社会参加活動への支援をするべきというふうに、これ、条例に書いてあるんですけども、社会活動というものの具体的なお考え、これだけ1点、お聞かせいただけますか。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、障がい者の社会参加の推進にかかる県の考え方についてお答えを申し上げます。

障がい者の自立及び社会参加については、本年3月に策定しました、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づきまして推進をしております。

このプランの基本理念は、障がい者が自らの決定、選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりにかかわりながら自立した生活を営み、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

共生社会の実現に向けては、障がい者の自立及び社会参加を妨げている、利用しにくい施設や制度、障がい者の存在を意識していない慣習や障がい者への偏見などの社会的障壁を除去していくことが重要であると考えております。

今年6月に成立しました障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例における、障がい者は社会の側における様々な障壁によって生ずるという社会モデルの考え方に基づきまして、社会の側から社会的障壁の除去に取り組んでいく必要があると考えております。

今後とも、合理的な配慮の事例の周知を図り、社会的障壁を取り除いていくことの重要性について理解を深めることで、社会のあらゆる分野における障がい者の自立、そして社会参加を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。障がい者が社会参加活動をするというのを支援をしていくというお答えをいただきました。

障がい者が社会参加をしていく、その活動をしていくということの中に、そのための移動というのが非常に大きなことになっていくというふうに思います。具体的には自動車を使うということだというふうに思いますけども、そういう意味で県としても身体障がい者の方に対して、自動車を持つということについて一定の支援をしておるということを知っております。

具体的には、自動車取得税、それから自動車税を減免をするということでございます。この減免をするのに、身体障がい者が自ら運転する場合は何ら問題がなく条件がないんですが、視力障がいの方であったり、あるいは重度の身体障がい者の方であった場合、本人が現実の問題として運転することが不可能なんです。この場合は家族あるいは介護者が運転する自動車も対象になるんですが、この対象になる条件がございます。その使用目的の条件がございます。

具体的には、月に4回以上通院、通学、通所もしくは生業のために、継続的におおむね6カ月以上の自動車を使用するというのが、この減免の案内の中に書かれております。（現物を示す）このいわゆる使用目的が非常に幅が狭いものになっている。

一方で条例では社会参加をどんどんやりなさい、その移動をするために車を使わざるを得ない、その車の税金の減免対象が今申し上げた幅が狭いもんだと。やっぱり社会活動をもっともっと広げた中に、この減免の対象のいわゆる使用目的を入れていく必要があるのではないかなと私は思うんですけども、このことに関して税務当局のお話をお聞かせいただけますか。

○総務部長（嶋田宜浩） 身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免制度は、身体障がい者等の社会参画を促進するために設けられているものでございまして、本県では課税額の全額を減免しています。

障がい者御本人が運転する自動車については、使用目的の制限を設けずに、減免の対象というふうにしておりますけども、御家族等が運転する場合は、

どのような用務に使われるかわからないため、専ら身体障がい者のために使用していると判断できる月4回以上の通学、通院等を要件として、そのことを確認するために、通学や通院に係る証明書を提出いただいております。

これは自動車税等を納税していただく方との公平、適正の観点から行っているというものであります。

今日の社会参画の多様性に鑑みまして、使用目的など制限を見直す場合には、幾つかの検討すべき課題が考えられます。

まず自動車税は年額として課税しておるため、現行要件の通院、通学に自動車を使用している場合は、病院や学校の証明書により継続的な利用を確認できますけれども、例えば、図書館などの公共施設に使用目的を拡大した場合は、継続的な利用をどのように客観的に証明できるのか検討する必要があること、それと我々のほうの税務当局側の事務処理コストの問題だとか、あるいは体制整備の課題、あるいは現行の減免制度により自動車税で毎年約6.5億円の減収がある現状の中で、使用目的の拡大により、さらなる恒久的な減収幅が拡大することだとか、現在自動車諸税の減税について国のほうで議論されてますけれども、減税が実現されれば障がい者の社会参画にも一定の促進効果が見込まれるというようなこと等々のような課題や状況を踏まえまして、今後、どのように対応できるのかを検討してまいりたいというふうに思っております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ぜひ、例えば軽い身体障がい者は何の制限もない、重度の身体障がい者は制限を受けるというですね。

○議長（前田剛志） 申し合わせの時間が経過しておりますので、速やかに質問を終えてください。

○25番（藤田宜三） はい。そういう不公平もありますので、ぜひとも前向きに御検討いただくことをお願い申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 17番 石田成生議員。

〔17番 石田成生議員登壇・拍手〕

○17番（石田成生） 自由民主党県議団の石田成生でございます。通告させていただいてございます4項目についてお尋ねをしております。

まず一つ目、障がい者雇用率の算定誤り・ブロック塀の安全点検等のコンプライアンスについてと通告させていただきました。これも随分有名な話になっていますけれども、再発防止をどうしていくかということについて、集中してお答えをいただければなと思っております。

新聞記事から紹介をします。問題発覚以来、あちこちの新聞に出ていますので、いつこの新聞かということは省略させていただきますが、国の省庁が雇用する障がい者数を水増ししていた問題で、厚生労働省が本年8月28日、各省庁計3460人分が国のガイドラインに反して不正に算入されていたと再点検結果を発表しました。障がい者数の約半分が水増しだったことになり、雇用の旗振り役である中央省庁自らが数値を偽っていたことが制度の信頼性を損ないました。

水増しは内閣府や総務省、国土交通省、法務省や財務省、外務省、気象庁、公正取引委員会など全体の約8割に当たる27の機関で発覚しました。実際の雇用率は大きく減少し、公表していた2.49%から1.19%に落ち込みました。

障がい者数が最も減るのは国税庁で、1000人超えのマイナスになりました。雇用率がゼロ%台なのは総務省や法務省、文部科学省など計18機関になり、障害者雇用促進法は、企業や公的機関に一定割合の障がい者を雇うよう義務づけています。済みません。18機関が偽っております。法律では義務づけをしております。公的機関にも義務づけをしております。現在の国の法定雇用率は2.5%。厚生労働省は国の33行政機関の障がい者雇用数について、昨年6月時点で約6900人とし、当時の法定雇用率2.3%を達成したとしていました。

厚生労働省のガイドラインでは、障害者手帳などの確認を算定条件にしています。

しかし、多くの省庁が手帳などを確認せず障がい者として組み入れていた実態が明らかになりました。

就業できるはずだった障がい者の雇用機会を奪っていた可能性があります。これは本県でも同じことが言えるのかなと思います。

民間企業の場合は法定雇用率を下回ると、不足数1人当たり月額5万円の納付金を求められます。

2014年に発覚した労働者健康福祉機構というところ、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して、研修や情報の提供等々を行って、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする機構ですが、こちらが障がい者雇用数水増しをしたときには、厚生労働省は障害者雇用促進法違反で同法人及び理事と総務部長を横浜地検に刑事告訴し、労働者健康福祉機構、先ほど申し上げました機構に罰金30万円、担当者に罰金20万円の略式命令が出されています。ペナルティーがない行政機関が不適切な算定をしたことに対して、民間などからの批判が高まるのは必至ですと、こういう紹介をされております。

さて、三重県はどうでしょうか。10月10日に常任委員会に出された資料によると、知事部局では平成27年、28年に誤りが見つかったものの、法定雇用率を下回ることはありませんでしたが、教育委員会では調査した結果、過去10年間で一度も達成されてないし、警察本部でも調査をしてみたら過去5年間一度も達成されていないことが判明しました。

そもそも行政への障がい者雇用の義務づけは、昭和51年の身体障がい者の現業職に対して1.8%、非現業職の1.9%というところから始まって、幾度かの変遷を経て、今年に精神障がい者が加えられまして身体、知的、精神の3障がいの雇用が義務化されました。

このたびの算定誤りがいつから続いていたのか調査することはかなり難しくございますが、最初から誤っていたのかもわかりません。この問題が表に出た後、9月27日の本会議で知事は、責任を極めて重く感じていると謝罪をされました。

同時に、廣田教育長と難波警察本部長も頭を下げられましたが、本当に頭を下げなければならない知事、教育長、警察本部長は過去のどなたかではないのかなと私は思います。

知事は就任8年目ですが、特に廣田教育長と難波警察本部長は今年の4月からで1年8カ月、本当に気の毒な話だと私は思います。再発防止策のポイントは、問題のルーツはいつ、どこにあったのか、問題の原因発生から今までの間、誰も気づかなかったのか、もし気づいたときに言い出すことができない理由があったのか、ここのところを明確にする必要があると思います。

再発防止策をしっかりとつくっていくということでは、ブロック塀のチェックでも同じことが言えると思うんです。

今年6月18日、大阪府北部を震源としてマグニチュード6.1の地震が発生しました。最大震度6弱を大阪市の北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市の五つの市区で観測されました。高槻市の小学校のプール沿いのブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きになり死亡するという、痛ましい事故が起きました。倒壊した壁は、元々あった高さ1.9メートルの基礎の上に、目隠し目的でブロックが8段分、約1.6メートルが積み上げられ、合わせて3.5メートルあったため、建築基準法施行令により定められたブロック塀の高さ基準2.2m以内をはるかに超えていた上に、さらに高さ1.2m超えのブロック塀に設置が求められている控壁もありませんでした。

高槻市の事故を受け、文部科学省は事故が発生した小学校に職員と専門家を派遣するとともに、全国の小学校、中学校設置者に対して敷地内のブロック塀についての緊急点検を実施するよう緊急の要請を行うことを決定し、国土交通省住宅局建築指導課は、一般建築物におけるブロック塀のチェックポイントを作成して、特定行政庁などに対してチェックポイントに基づいて安全点検を行うように通知を行っております。

ブロック塀の安全対策については、これもちよっと過去をひもといてみますと昭和53年、今から40年前に対策の必要性は指摘をされています。40年前に何が起こったのか、40年前の昭和53年6月12日に宮城県沖地震が発生して、

地震による直接の死者が27名、そのうち16名がブロック塀の倒壊によるものだったそうです。

一躍、その危険性がクローズアップされ、当時の建設省は現場に調査団を派遣し実態把握をさせ、ブロック塀安全対策委員会を設置して検討を行い、次のような点が明らかになりました。

ブロック塀の倒壊の原因は、建築基準法令に問題があるというよりは、法令に適合しない施工方法に問題があると言える。具体的には、控壁がないか、あっても法令で規定する間隔より広い。鉄筋が入っていないか、入っていても間隔、径、径というのは太さのことですが、末端の結合に間隔、それから太さ、末端の結合に問題がある。

また、基礎が全くないか、あっても法令に適合していない。壁内の鉄筋と基礎や控壁の鉄筋が結合されていない、これらが倒壊の原因でありました。

どうしてこのようになったのか。ブロック塀は建築物と同時に施工する場合は建築確認の対象となりますが、実際には建築物本体と同程度の確認や検査は行われていなかったようです。ブロック塀は比較的簡単に一見それらしく施工できるので、施工業者が多岐にわたっており、指導が行き届いていませんでした。

この問題は全国的に存在することが予想されるため、建設省は昭和53年8月7日付で都道府県単位でコンクリートブロック塀安全対策推進協議会を設置することや、業者向けのパンフレット、個人向けのリーフレットの作成、そしてその説明会の開催、正しい施工方法の普及やスクールゾーンブロック塀の安全点検を特定行政庁に指示しています。

昭和50年6月には、建築基準法が改正され塀の高さ3メートルから2.2メートルへ80センチ低く制限され厳しくなりましたが、制度の中身の問題ではなくて、制度に従っていない施工が問題であったということです。

制度を幾ら厳しくしても、法令順守の意識が薄ければ意味がないということでもあります。

その後、さらに平成17年に国土交通省住宅局長より知事宛てに協力依頼と

して、平成17年3月に起きた、この協力依頼書をちらっと。（パネルを示す）こういうのが出たというものだけちょっと紹介しておきますが、平成17年3月に起きた福岡西方沖地震のブロック塀倒壊事故を教訓として安全性を確保するために、設計者、施工業者に向けブロック塀施工の基準について周知徹底してほしい旨の文書が出ております。先ほどの文書であります。

過去にこのような経緯があるにもかかわらず、これまでに度々ブロック塀倒壊防止を図る機会が何度もあったにもかかわらず、今年のような大阪での死亡事故、県所有の不適合物件、ありきたりの再発防止策では同じことの繰り返しになることが心配されます。

障がい者雇用率の算定とブロック塀の安全対策の二つを例に出してお話をしてみましたが、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んできたにもかかわらず、県民の信頼を損なうような不適切な事案が発生をしております。

こうした中、不適切な事案が発生する原因を組織全体として分析し、再発防止に向けて取組の改善策を検討することを目的に、コンプライアンス推進会議が10月3日に設置され検討がなされています。なぜ誤りが起こったのかについて、原因分析、検証をしっかりと行うことが重要であると思います。

そこで、まずは、再発防止についてはまた後ほど聞かせていただきますが、まずは先般設置したコンプライアンス推進会議では、どのようなポイントで再発防止策を検討されているのかをお伺いします。お願いします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） コンプライアンス推進会議で、どのようなポイントで再発防止策を検討しているのかということでございますけども、コンプライアンス推進会議においては、これまで発生した職員の不祥事、長期間にわたった不適切な事務処理、複数部局にまたがった不適切な事務処理などについて、具体的な事例を取り上げ、職場の状況や当該職員の供述等のそれぞれの事例の背景等も含めて、原因の分析等を行っているところでございます。

その上で、8月から9月にかけて実施いたしました所属長等コンプライア

ンス研修や9月から11月に実施した各所属でのコンプライアンス・ミーティングでの意見等を踏まえ、不祥事や不適切処理事案が発生するのは、組織体制に課題があるのか、事務処理方法の問題なのか、個人の意識に起因するものなのかなど、様々な視点から原因や課題を分類して議論をしています。

分類した課題それぞれに対応する方策を検討するとともに、実際には様々な要素が背景、原因、課題として絡み合っていることも多く、行政運営全般に関する制度や仕組みの見直し、職員のさらなる意識向上に向けた取組など、再発防止策については、幅広く検討を進めているところであります。

以上でございます。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） いずれ、その推進会議の結果をもって、防止策が示されるんだろうと思いますが、三重県内の企業では、平成25年の障がい者雇用率1.6%、全国でこれ、ほぼ最下位だったかなと思うんですが、ことを憂いまして、県議会でも障がい者雇用促進調査特別委員会を立ち上げて調査、提言を行いました。そのかいあって平成29年には2.08%、全国20位まで上昇しております。企業のこの頑張りに対して申しわけが立たないような、そんな気持ちであります。絶対に同じ過ちを繰り返さないという覚悟が必要であると思うんです。

コンプライアンス推進会議も再発防止を目的に立ち上げてられておと思いますが、再発防止について、過去のどなたかを責めて処分せよという趣旨ではないんですけども、再発防止をするには、どの部署の、誰が、いつ、誰というのは個人名を出すという意味ではないんですが、ここの部署のこの立場のAさんがという、そういうレベルまで検証して、誰がどのような、そのときの判断、どんな判断の誤りから始まったのか、その誤りの始まりを明らかにすることが重要であると思うんです。

もう一つ大切なことは、誤りが始まった後、その誤りに気づく体質。気づいたらその間違いを正すために行動を起こす体質、これは個人と組織と両方を指しますが、そのような体質や風土を培うには、職場の空気感のような不

確実なものに期待するのではなくて、人事評価制度の中に入れると、こううまくいくと思うんです。

今まで当たり前のように行われてきた、先輩たちが脈々と伝えてこられた伝統にも似た仕事の中に、疑問を感じて口に出し組織で情報を共有して解決に向かうことを評価するという人事評価制度が必要かと思うんですが、これについて御所見をお願いしたいと思います。

あわせて、平成32年4月施行の地方自治法等改正による内部統制制度について、事務手続の適正化を目的に置かれていると聞いておりますが、導入スケジュールと導入後に期待される効果についてお答えをいただきたいと思えます。お願いします。

○総務部長（嶋田宜浩） まず1点目の不適切な事務処理を発見だとか解決した人を人事評価制度の中で評価したらどうかということでございますけれども、不適切な事務処理防止に向けては、誤りに気づく体質だとか誤りを正すために行動を起こす体質を培うことが重要であるというふうに考えております。

平成27年度より本格実施しております、県職員育成支援のための人事評価制度においては、ミスが生じないようにチェックに努め、着実に業務を進めている、それからコンプライアンスを常に意識し、前例や慣行にとらわれることなく、公正に職務を遂行することなども職員の望まれる行動例として示しまして、それをもとに評価しているところでございます。

また、平成31年度人事異動方針においては、管理職及び課長補佐級への昇任に当たっては、高いコンプライアンス意識を持った人材配置に取り組むこと、このようにしておるところでございます。

さらに、MIE職員力アワードにおきましても、毎年、前例や慣行にとらわれることなく、業務改善等を行った職員やグループ等を評価し、これは知事から表彰も行っているところでございます。

今後、コンプライアンス推進会議等での議論や外部の有識者の方々からの意見聴取により、不適切な事務処理等の再発防止や体制整備について検討し

ていくこととなりますけれども、誤りに気づき、自ら正すための行動を実践できる職員に育成するためのより効果的な方策等についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の内部統制制度のことでありますけれども、内部統制制度につきましては、業務上のリスクを可視化し、評価する仕組みを構築するものでありまして、不適切な事務処理の未然防止や早期発見などに寄与するものであるというふうに考えております。

県としましては、内部統制に関する方針の策定や体制整備などに取り組みまして、平成32年4月の施行に向けて、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（廣田恵子） それでは、教育委員会における障がい者雇用率の算定誤り、あるいはブロック塀等の規定を満たさなかったことについての再発防止策中心に御答弁をさせていただきます。

今回の障がい者雇用率の算定誤りは、障害者手帳を直接確認していなかったことや、従前の調査方法を正しいと思い込んで、疑うことなく実施してきたことが主な要因であると考えております。

こういう結果を受けまして、今後は所属長が職員から手帳の提示を受けて確認すること、それから状況調査の様式の内容をよりわかりやすくすることなどにより再発防止を図ってまいります。

ブロック塀についてでございます。ブロック塀等の学校施設は、建築基準法による点検を専門事業者に委託をしてきておりました。その仕様書において、建築物本体は点検する建物を具体的に示しておりましたが、敷地内のブロック塀等の工作物は明示をしておりませんでした。

今後は、仕様書に、敷地内の塀や擁壁等の工作物も明記し、より詳細に点検結果の報告を求めるように見直しをします。あわせて、施設担当者の研修会において、学校施設の点検が適切に行われるように改めて徹底をしてまいります。

それから、人事評価の件でございます。平成27年度から実施している県教育委員会事務局職員育成支援のための人事評価制度は、所属長と職員の対話を重視し、人材育成やチームワークの向上に力点を置いております。

所属長が面談する機会に業務の取組状況を聞き取って、改善の助言を行うなど、職員一人ひとりが前例や慣行にとらわれることなく、公正に職務を遂行できるように今後一層取り組んでいきたいと考えております。

○警察本部長（難波健太） それでは、警察本部におけます障がい者雇用、あるいはブロック塀の問題の発生原因と再発防止策の取組、それからお尋ねのありました人事評価制度への警察の取組について御説明をさせていただきます。

まず、それぞれの問題の発生原因であります、ほぼ共通いたしますけれども、やはり法令あるいはガイドライン、こういったものに対する誤った解釈が長年にわたって見過ごされていたこと、それから各段階でのチェック機能、こちらも機能していなかったということであるというふうに考えております。

それから、再発防止について、まず障がい者雇用の問題につきましては、対象となる全職員につきまして手帳の保有の有無についての照会をいたしますことと、それから所属長による手帳の現物確認を徹底するといったことで、再発防止を図ってまいります。

次に、ブロック塀の問題につきましては、今後の施設整備におきましては、ブロック塀はもちろんであります、整備対象となる施設全般につきまして、法令で定められた基準や構造を十分把握、確認した上で、また各段階でのチェックを徹底するということで、再発防止を図ってまいります。

最後に人事評価制度への取組でございますが、現在、警察の人事評価制度におきましては、職員は能力と業績の両面から評価するということによりまして、そのうちの能力評価の中で、着眼点ということで服務規律の遵守状況、あるいは適切な状況報告といった点も取り入れているところでございます。

これを踏まえまして、今後、職員が仕事の誤りに気づいて声を上げるといったことなど、誤りを正すための行動を起こしているかといった点についても、これまで以上に人事評価に反映させるように努めてまいりたいと存じます。

また、あわせて警察組織そのものが風通しがいい、あるいは職員が声を上げやすい職場環境になっているかといったことについても点検をいたしまして、必要な改善を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

11月13日の中日新聞に、厚生労働省方針、障害者雇用水増し処分せずとなっていて、処分しない理由は長年にわたる組織上の問題であることから、個々の職員の処分に踏み込むのは難しいと判断したんですけども、組織は組織という人がいるわけじゃなくて人で構成されてますので、何か団体だったら処分しにくいみたいなイメージ、この記事に見えるんですが、そうじゃないんですよ。

それから、障がい者雇用率のことも、ブロック塀のことも去年おとしから、何年か前からずっとやってきたから、それを踏襲すればいいんだという意識の人が多過ぎるのかなと思って、先輩方が長年やってきたけども、本当にそれは正しいことなのか、どうなのかということを常に考えていただく、そんな意識を持ってほしいなと思うんです。

そこで見つけた、ああ、これやっぱり違うなということを見つけて口に出した人を評価の加点にしてもらうことによって、そういう組織の中で気づいたことを言いやすいムードができていくのかなと思うんです。

特に、教育委員会では、児童生徒の教育の話で、問題解決能力はもちろんつける教育はしてもらってますが、前にも申し上げましたが、問題発見能力が非常に大事で、これまさに共通して、仕事をする中で、ああ、やっぱりこれ違うなと思うことと共通したことが言えます。学校の先生に、そういう

背中を子どもに見せていただきたいなと思います。

改革という言葉も使い古されて、色もあせたような言葉なんですけど、今進路を一度変えることが大事で、一度変えても明日には何も変わってませんが、何年かたつと大きな成果が出ているというものでありますから、まず一度を変えていきたいと思います、そんな思いで質問させていただきました。大体お答えの方向は合っていると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2問目の木曾岬干拓地の有効活用についてお尋ねをいたします。

先月9日に会派仲間で木曾岬干拓地に行ってきました。木曾岬干拓地は、全体面積が414.8ヘクタールあり、三重県分は335.2ヘクタールと非常に広大な土地ですが、新エネルギーランド部分、63.6ヘクタールを除く271.6ヘクタールは余り高度な土地利用はなされていないのが現状です。

新エネルギーランドというのは、伊勢湾岸自動車道より南側に平成26年度からメガソーラー事業として愛知県側と合わせて78ヘクタールに太陽光発電パネルが敷き詰められております。最大出力4万9155キロワット、計画発電量で言うと年間5200キロワット、その土地を貸すことによって貸付料金として毎年1億3200万円が三重県に入っております。

伊勢湾岸自動車道を走っていただくと見ていただくことができますが、余り見過ぎてわき見をしすぎないように御注意をいただきたいんですけども、この土地は名古屋港鍋田ふ頭まで13キロメートル、所要時間25分と非常に近い立地で、しかもこれだけの広さがあるということは、都市的土地利用に向けた可能性の高さを感じたところでもあります。そもそも木曾岬干拓地って何かというと、昭和41年、今から52年前に都市近郊の農業地帯としての立地条件を生かし、農業の近代化や経営安定化を図る目的で国の直轄事業として干拓事業が開始されました。途中、愛知県との県境問題が発生しましたが、平成6年には合意に至っています。

その後、名古屋を中心とした都市化の拡大などの環境変化を受けて、平成12年、国には農業利用から都市的土地利用へ転換を図りました。

平成13年に三重県は国から約130億円の巨額を投じて干拓地の払い下げを受けました。

この払い下げの際、5年間は公共利用に供するという条件が付されており、環境影響評価を行い、5年間たちましたので、この5年間で公共利用の供にという条件が付されておりましたので、環境影響評価を行って伊勢湾岸自動車北側の愛知県分と合わせてですが、約28.7ヘクタールがわんぱく原っぱとして平成25年から供用を開始しました。

また、南側の約63.6ヘクタールについては、平成26年から新エネルギーランド、先ほど申し上げましたが、供用を開始しております。そして、今回、わんぱく原っぱの第1期分について、平成30年5月に5年間の公共土地利用が終了して現在に至っているという経過でございます。

ここまで言葉で説明してきましたけども、イメージしていただくためにパネルを用意をしました。大体木曾岬干拓地というのはどこにあるかということなんですが、（パネルを示す）三重県の北の端、岐阜県と愛知県、愛知県とすぐ隣のところでございます。下半分に映っていますが、小さ過ぎてちょっと赤が見えづらいかわかりません。下のこの吹き出しの枠の中の右端に小さな赤がございますが、そこが木曾岬干拓地であります。

その赤の部分を拡大したのが次のパネルで、（パネルを示す）このような形になっています。ほぼ真ん中を走っている、これ、紫色が伊勢湾岸自動車道で、伊勢湾岸自動車道のくっついて白く見えているのが、新エネルギーランドで太陽光パネルが敷き詰められているところ、わんぱく原っぱはその紫の北の上の部分、北の部分が第1期、第2期と書いてございます。

その伊勢湾岸自動車道の北の部分を拡大したのが次のパネルで、（パネルを示す）このような形になっております。

1期分というのは、この右上のピンク色の部分であります。

そこで質問いたします。わんぱく原っぱ第1期分三重県側21.4ヘクタールについて、都市的土地利用が可能となって既に半年が経過していますが、都市的土地利用、いわゆる企業誘致に向け、現在の準備状況はどうなっている

のでしょうか。

また、木曾岬干拓地を訪問した際に、木曾岬町から説明を受けたのですが、町は、都市的土地利用に向けて、伊勢湾岸自動車道弥富インターチェンジから木曾岬干拓地へのアクセス道路と鍋田川左岸、木曾川左岸の堤防の整備促進を求めています。この点について県の取組状況を教えてください。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（鈴木伸幸）** それでは、2点、御質問をいただきました。一つは、わんぱく原っぱ第1期分の企業誘致の準備状況、もう一つはアクセス道路と河川堤防の整備の取組ということでございます。

まず、木曾岬干拓地の企業誘致の準備状況でございますが、木曾岬干拓地のわんぱく原っぱ第1期につきましては、平成30年度の公共利用期間終了に向けまして、地元の市町長も入った木曾岬干拓地土地利用検討協議会において、平成26年度に伊勢湾岸自動車道以北の都市的土地利用計画を策定し、企業誘致に向けた準備を進めてまいりました。

特に、本年の2月からは、企業や商工会、商工会議所、業界団体へパンフレットを配布するなど事前のPRを行うとともに、問い合わせのある企業に対しまして概要説明を行ってまいりました。

本年9月には、市街化調整区域でございます木曾岬干拓地内への工場等の建設を可能とするため、木曾岬町が地区計画を策定し、告示を行ったところでございます。

現在は企業の募集に向けまして要項の内容について、地元の木曾岬町と協議を行っており、協議が整い次第、募集を開始したいというふうと考えております。

次に、愛知県側とのアクセス道路等河川堤防等についてでございますが、愛知県とのアクセス道路につきましては、愛知県の道路整備の将来計画に入っていないということから、これまでも私どものほうからルート案を提案するなどしながら、愛知県や名古屋港管理組合と意見交換を行ってきたところでございます。

引き続き、早期の計画への位置づけ、事業化について、粘り強く要望していきたいというふうに考えております。

また、河川堤防につきましては、これまでの経緯と現状について共通認識を図るため、国、県、木曾岬町による勉強会を本年8月に設置したところでございます。今後はこの勉強会におきまして、整備の必要性について理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） ありがとうございます。企業募集についてはもう大分進んで、最終段階に入っているというふうに理解をさせていただきました。

事前にPRを始められておって、どんな感触なのかなというのを、ちょっとつかんでいるようでしたら教えていただきたいと思うんです。

それと、木曾岬町の要望に対する県の考え方については、一定の理解をするものの、やっぱり企業募集と並行して前に進める努力が大事だと思うんですが、現時点での何か検討されていることがあれば教えていただきたいと思うんです。

あわせて、伊勢湾岸自動車道の北側のわんぱく原っぱの第2期分の40ヘクタールと建設発生土ストックヤード20ヘクタールの土地利用、ここの土地利用についても今後のスケジュールを教えていただければと思います。

お願いします。

○地域連携部長（鈴木伸幸） まず現時点の企業立地の見込みということでございますが、お問い合わせ等いただいた企業には、木曾岬干拓地につきまして地盤が軟弱であることとか、インフラ整備が十分ではないということはお伝えをさせていただいております。

そうした中で、この干拓地に関心を持って前向きに検討していただいております企業というのは複数あるという状況でございます。

また、愛知県側とのアクセス道路や河川堤防の整備につきましては、まず、干拓地内への企業の立地が進むということが鍵になってまいりますので、企

業誘致をしっかりと進めていくことが重要であるというふうに考えております。

それから、わんぱく原っぱ第2期分と建設発生土のストックヤードの土地利用のスケジュールということでございますが、わんぱく原っぱ第2期につきましても、第1期と同様に5年間の公共利用が義務づけられております。平成31年度末でその利用期間は終了をいたしまして、平成32年度から都市的土地利用が可能になってまいります。

第1期分の企業の立地状況も踏まえての判断ということにはなりますが、平成32年度以降、順次企業募集を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） 答弁ありがとうございました。木曾岬干拓地の地図でもお示しましたが、岐阜県、愛知県とのもう接点でありまして、非常に産業振興にとって大きなキーとなる土地だと思いますので、引き続いて御努力をいただきますようお願いを申し上げて、次の質問に入ります。

それでは、次は県営住宅の連帯保証人についてですが、所管する常任委員会に所属しておりますが、今期の最後の質問ですのでお許しをいただきたいと思っております。

三重県の約4000部屋ある県営住宅の連帯保証人についてお尋ねしますが、県営住宅は低所得者のための公営住宅という位置づけで、民間の借家と同じように、連帯保証人が特定の条件を除いて二人が必要です。その連帯保証人になる前に熟読してくださいというペーパーがございます。

（現物を示す）これ、あえて大きなのは用意しておりませんが、こういうペーパーがあるということでございます。

タイトルは「連帯保証人の心得～連帯保証人になられる方はよくお読みください～」と書いてございます。県営住宅入居者の連帯保証人は、入居者が入居に付随して発生する費用その他一切の支払い義務を連帯して負うことに

なります。連帯保証人をめぐって、よくあるトラブルについて、以下にまとめましたので連帯保証人になる前に熟読してください。これはこのペーパーのことです。

ずっとその続きにQ&A形式で五つの例が示されております。そして、この書類の最後に、「連帯保証人の義務は、変更するか入居者が退去するまで、永久的に続くとともに、家賃以外の部分についても責任を負うことがあります。連帯保証人になられる方は、入居者がどのような状況になったとしても、責任を負う義務があることを十分認識してください。本内容に十分御理解いただけましたら、下記へ署名押印（実印）をお願いします。」と締めくくられています。

変更するという事は、連帯保証人側の事情だけで勝手に変更はできなくて、入居者の了解が必要であります。そして実印を押すということは当然印鑑証明もつけなければならず、連帯保証人になるということは、長きにわたって重い責任を負うことになるということが書かれていると、そういうことになります。

さて、連帯保証人になられる方は、入居者本人とその時点では良好な人間関係があるということを裏づけております、その良好な人間関係とは入居者が万が一家賃を滞納したり、建物に損害を与えた場合、かわりに支払いますという覚悟があるのではなくて、多くの場合が当該入居者に限ってそんなことはないという信頼関係があると、それを良好な人間関係だと言うと思うんです。

ここで、参考に県営住宅使用料が県に年間に幾ら入っているのかというのを見てみますが、過去5年間の比較で、平成25年度はその年の使用料7億3500万円が入っています。そこから平成29年まで毎年2000万円から3000万円減少して、平成29年には6億4000万円に減少しています。

ここでお尋ねをいたしますが、県営住宅使用料、いわゆる家賃の減少傾向の原因をどう分析されておるのか、そして対応策をどう考えているのかを教えてください。

また、連帯保証人について、入居者は入居できるというメリットがありますが、連帯保証人にはリスクしかありません。借金の連帯保証人なら借金の完済するときに連帯保証人が終わるときになると思いますが、県営住宅の連帯保証人は、いつ終わりが来るのかわかりません。

連帯保証人の心得には「永久的に続く」と、こういう表現もされています。良好な人間関係、信頼関係により連帯保証人を引き受け、永久的に続く責任を連帯保証人側から逃れることができない、さらに連帯保証人が亡くなったときは、相続権者に相続されていく。連帯保証人を引き受ける時点では、信頼関係があってもいつ関係が悪化するかもわからない、こういうものなんです。

だから、5年程度をめどに連帯保証人側から断ることのできるような制度、これはもう途中でやめますというんじゃなくて、入居者が5年ごとに連帯保証人を県に対し出し直すような制度を提案したいと思いますが、いかがですか。御答弁をください。よろしくお願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、県営住宅の使用料の減少原因と対応策、そして連帯保証人に関する制度につきまして順にお答えをいたします。

県営住宅の使用料が減少している主な原因といたしましては、入居率の低下ということございまして、本県の県営住宅は昭和40年代後半から50年代前半に建設された建物が多く、これら建築後、長期間経過している住戸につきましては、入居者が退去して新たな入居者を募集しても応募が少ないことから、空き住戸が増加し入居率の低下につながっておりますのでございます。

このため、入居率向上につながるよう、高齢者が単身で入居できる住戸の面積要件の緩和であったり、子育て世帯向けの住戸改善や高齢者使用のバリアフリー化、また空き住戸の多い中堅所得者向け住宅をより応募の多い低所得者向け住宅への用途変更を行うなどの取組を進めています。

次に、連帯保証人に関する制度でございますが、県営住宅に入居しようとする場合は、県営住宅条例の規定により、単身の高齢者や障がい者等を除き、

連帯保証人2名が署名した入居誓約書を県へ提出していただく必要がございます。この仕組みは、家賃債権の保全に大きな役割を果たしているところでございます。

また、連帯保証は一般的にも賃貸借契約関係が存続する限り継続をいたしますが、連帯保証人交代の申し出があった場合、新たな連帯保証人を立てることにより交代は可能となっております。

連帯保証人を5年程度ごとに更新する制度につきましては、新たな連帯保証人が見つからない場合、契約を継続できなくなるおそれがございます。このことは入居者にとってもリスクが大きいと同時に、県営住宅のセーフティネットとしての役割を果たすことができなくなります。

このため、連帯保証人を定期的に更新する制度の導入につきましては難しいというふうに考えてございます。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） ありがとうございます。

先ほどの連帯保証人の心得のところ、Q&Aが五つ書いてあると言いましたが、少し紹介をさせていただきますと事例の4、外国人の連帯保証人をしたのですが、部屋をそのままにして、突然本国に帰ってしまい、連絡もとれません。どうしたらいいのでしょうかというクエスチョンに対して、連帯保証人の債務は家賃に限らず、入居中に発生する費用一切に及びます。部屋をそのままにされればその間家賃はかかり続け、入居者が出国で連絡がつかない場合は、連帯保証人の方へ支払いをお願いすることになります。原状回復の義務も負います。こういったことがないように日ごろから入居者とは連絡を密にとり合うことをお勧めいたしますと、こう書かれておりますが、連帯保証人側から自分に支払い義務がかかってこないように連絡を密にとつてくれということが書かれておるわけですけども、そういう人間関係を保っていく努力をしていかなきゃいけないのは、これ、そもそも入居者のほうなんですよね。入居人に対してのメリットなんですから。そう思ったりもします。

それから事例の5、入居者が滞納しているといつも通知が来ます。何回も肩がわりをさせており、正直うんざりしています。こんな人の連帯保証人を続けるのは嫌なので、すぐにでもその人を追い出してくださいと。答えは、家賃滞納による入居決定取消は、部内で会議をし、知事の決裁を経た上で裁判を行う形で実施するため、手続には非常に時間がかかりますと。途中は略しますが、入居者と直接話し合い、自主的に県営住宅を返還いただく方向で進められることをお勧めします。

書いてあることはなるほどそのとおりでなんですけども、先ほどから申し上げていますが、連帯保証人になるときは良好な人間関係で、信用して、信頼して、その人がまさかこのような事例の4や5にはならないとほぼ信じてなる場合が多いと思いますので、この二人の関係を良好に保つ努力をしなきゃいけないのは入居者のほうなんですけども、そうじゃない例が書かれていると思うんです。

それに対して連帯保証人に、ちょっとあんたが頑張って何とかやれというのは、ちょっと責める方向が違うかなと私は思うんですね。入居者の利益よりも連帯保証人の負担が大きいのは問題であるのではないのかなと思うんです。

そういうところから入居率の低下にもつながっていないのかなという一つの御答弁の入居率が下がっている、そこにもひょっとしたら原因があるのではないかなということも思います。

そういう意味から連帯保証人の負担を軽減する制度は私は必要だと思うんですけども、5年間の更新もこれ、将来に向けてはちょっと御検討もいただけるとありがたいと思うんですが、ほかに何かよい考えがあるのならお示しをいただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（渡辺克己）** 連帯保証人の負担が大きいことにつきましては、一定の認識をしているところでございます。

平成32年4月に施行されます改正民法では、連帯保証人の負担軽減につながる保証の極度額の設定といった内容も予定されているところでございます。

これはこれまでは上限のなかった連帯保証債務につきまして、法施行後は連帯保証人が保証しなければならない債務の上限額が定められるというものであり、連帯保証人の負担が一定軽減されるものと考えております。

また、国土交通省におきまして平成29年10月から家賃債務補償業者登録制度が開始されていることから、本県におきましても県営住宅への活用について保証条件等を確認しつつ、他県の対応等も含めて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） どうもありがとうございました。

県営住宅が本来の目的を十分達成されて、老朽化等々があって空いているというような御説明もございましたが、十分な目的が達成されますよう、連帯保証人のルール等々も含めて、ぜひ頑張ってくださいますようお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

続いて、包括協定の効果的活用についてという質問をさせていただきます。

三重県と他の団体、他の団体というのは民間企業であったり、NPOであったり、大学であったり、協会・組合であったり、自治体であったりするんですが、協定を結んでいます。協定とは包括的な協定であったり、個別の協定であったりするんですけども、たくさんの協定を結んでいます。

協定を結んだら恐らく県民の皆さん方は新聞テレビでごらんになっていることと思いますが、幾つあるのかなと数えてみたら320ございました。

内容は非日常的なもの、いわゆる災害発生時の危機管理型のようなものがかなり多くを占めておりました。古くは昭和の時代に結ばれた協定も10本ほどありましたが、ほかの多くは平成の20年代、10年代もまあまああって、平成20年代、新しいものが多いです。

昭和の時代に結ばれた協定って何か、ちょっと簡単に紹介しますと、テレビ局、ラジオ局と災害時の放送に関する協定を結んでおります。これは相手先別に言うと5本というか、5件というかあります。一番古いのは、昭和47

年度に三重県柔道整復師会と、それから三重県鍼灸マッサージ師会と3本結んでます。昭和48年にはブラジル・サンパウロ州と、それから昭和61年には中国・河南省と姉妹提携、友好協定を結んでいます。また、昭和56年には三重県旅客自動車協会と三重県警察との緊急通報に関する協定とか、同じく昭和56年には生命保険協会と三重県生保警察情報連絡会との協定が結ばれております。このあたりが昭和の協定です。

まず、そこで、これ、その320の協定を調べたものなんですが、これをぺらぺらと見ておまして、まず一つお伺いしたいのが、平成29年に三重県公共工事等総合評価意見聴取会において意見を聴取するための協定を2件結んでいます。その締結相手が四日市港管理組合と三重県下水道公社と結んでいるんですが、実績はあるんです。平成29年度中に13件と2件で実績はあるんですが、そもそもその二つとその仕事をするのに、これ、協定を結ぶ必要があるのかどうかというのは疑問でありまして、まずそれについてお答えをください。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 総合評価の意見聴取会に関する協定についてお答えを申し上げます。

協定の目的でございますが、公共工事の総合評価方式による入札におきましては、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令により、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聞かなければならないとされておるところでございます。

本県では、三重県公共工事等総合評価意見聴取会を設置して、学識経験者から意見聴取しておるところでございますが、独自に意見聴取会を設置していない四日市港管理組合及び人三重県下水道公社につきましては、本県の意見聴取会を利用するために協定を締結しておるところでございます。

協定の実績につきましては、先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたが、本年度につきましては10月末までに四日市港管理組合が8件の意見聴取を受けているところでございます。

この協定によりまして、四日市港管理組合及び三重県下水道公社が実施します総合評価方式による入札が円滑に行われているところでございますので、本協定につきまして今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） ありがとうございます。

では、最後に官民の連携、協力によって、複雑化がとまらない現代社会の課題に対応するために、そろそろ新しい協定ってこれから必要になってくるのが、必要性が膨らんでくるのが予想されるんですが、この協定を有効に活用するために、今、調べてみたら各担当課任せのところがありましたので、統括的に戦略企画部あたりでまとめて横串を通していただいたらどうかと思うんですが、御所見をお聞かせください、

○議長（前田剛志） 答弁は簡潔をお願いします。

○戦略企画部長（西城昭二） 議員から御紹介いただきましたように、県が締結している協定には、包括連携協定のようなものと同協定がございます。

近年は、企業の側での社会的責任をめぐる議論等を踏まえまして、地方創生あるいは地域活性化を目的に、個別課題ではなく複数の分野にまたがった緩やかな連携、協力体制を求める包括連携協定を締結するケースが増えてきているものと承知をしております。

県民力ビジョンでは、御承知のように、協創の考え方を掲げまして、様々な主体との連携を推進しております。

包括連携協定も、そうした協創の取組の一つであり、県はもとより企業等の主体的な関与を前提に、各部局においてそれぞれ課題解決に向けた取組を進めてきたところでございます。

今後も最もかかわりの深い部局が企業等と連携、協働し、成果を生み出していくことが望ましいと考えております。

〔17番 石田成生議員登壇〕

○17番（石田成生） ありがとうございます。

もう時間が参りましたので終わりますが、ぜひ官民協働という意味で協定

も活用をこれからも十分していただいておりますようお願いして終わります。  
ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。  
午後0時2分休憩

---

午後1時1分開議

## 開 議

○副議長（前野和美） 大変お疲れさまでございます。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。31番 村林 聡議員。

〔31番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○31番（村林 聡） 改めましてこんにちは。度会郡選出、自民党会派の村林聡です。よろしくお願いいたします。

早速質問させていただきたいと思います。大きな1番として戦略企画のあり方というように置かせていただきました。

戦略企画部というのを置いていらっしゃるの知事の戦略経営を支えるためのものなのですね。戦略企画部というのは、その文字からしますと、戦略を企画、立案する部というように読めます。各事業部との調整を経なければ一貫性のある戦略は立てられません。各事業部ごとの戦略を取りまとめて、つなぎ合わせるだけでは一貫した戦略にはなりません。困難な調整や指導力が必要であると推察されます。

そこでお伺いします。戦略企画部について以上のような理解でよいので

しょうか。よいのであれば、知事の本目から見てこれらはうまくいっているのか、御所見をお聞かせください。御答弁をよろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 戦略企画部について御質問いただきましたので答弁いたします。

平成24年度の組織改正で戦略企画部を設置したのは、県政のトップマネジメント体制を強化するとともに、県政全般の企画機能や政策提言機能の充実のためであります。中でも企画部門については、多種多様な事務を所管して仕事に追われることなく、企画に徹することができる体制を構築したいとの私の思いがありました。

戦略企画部全体では国への政策提言、あるいは知事会の話、あるいは広報のこと、あるいは統計、あるいは若者定着の話とか様々ありますけれども、議員の御関心は企画部門のことではないかと思ひますので、そこについて答弁いたします。

戦略企画部の企画部門は、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、みえ県民力ビジョン及びその行動計画の策定において中心的な役割を果たしています。

また、ビジョン等で掲げた理念や目標を着実に実現、達成し、県民の皆さんに成果を届けていけるよう、1年間の県政運営のPDCAサイクル、スマートサイクルの中に位置づけた、知事と部局長との政策協議を実施しています。その中で、計画の進捗や成果、課題を把握し、翌年度の県の注力すべき方向性を示す、まさにこのPDCA出発点であるPとしての位置づけの三重県経営方針（案）の作成、重点取組の選定を経て、当初予算編成につなげています。

戦略企画部の企画部門に期待することは、県政全体を俯瞰した上での取組や指摘、各部局が施策を推進していく上での適時、適切な支援、部局横断的な問題への積極的な関与や提案などであり、この点については、政策協議の開催や経営方針の策定などを通して、意図した役割は一定、おおむね果たし

ていると考えています。

国内外を取り巻く時代環境が目まぐるしく変化する中であっても、先行きを見通すことが大切であり、人口減少という困難な課題に対応する地方創生の推進なども所管するため、各部局との連携を深め、県行政の企画部門として一層力を発揮することを期待しております。

そういう意味では、先ほど議員おっしゃっていただいていることと基本的には考え方は同じであります。

100点満点とか、かなりの高得点を上げるというところまではいきませんが、一定の役割を、リーダーシップを発揮しながら提案をしたりしてくれているとは思っております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。企画部門として全体を俯瞰して取組や指摘をしたりとか、部局横断的な分野に積極的に取り組んでもらうという意図で、そうした意図したことはおおむね達せられておると知事としてはお感で、なかなか高得点まではあれだけども、おおむね達成されているというふうな御所見をいただきました。

私のこの質問の出発点としましては、もう少し戦略企画部として音頭をとるような非常に高度な知見や所見を示していただけるような部であると、なおいのいかなと感じたり、あとそういう今少子高齢化とか非常に困難な課題がたくさんあるわけですけれども、そういうような課題に、例えば南部地域活性化という話を南部地域活性化局だけの話にしないと、そういうような役割なんかが期待できるといいなというふうに感じて質問させていただきました。

そういうのが質問の出発点なんですけれども、今、知事のほうから御所見をいただきましたので、私のほうもこの所見をもとにさらに勉強するとともに、常任委員会での議論に役立てさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、大きな2番のほうへ移らせていただきたいと思います。漁業法の改

正についてというように大きく置かせていただきまして、その（１）として海面利用制度の見直しについてというように置かせていただきました。現在、国で議論されている漁業法改正についての質問です。

水産資源は重要な地域資源です。つまり、地域が今後生き残っていくための資源です。ここから生み出される利益やもうけは地域が生き残っていくために使われるべきものと考えています。

これを機会に漁業者側にも襟を正さなければならない部分があるかとは思いますが、ぜひともこれまで長い歴史、伝統の中で積み上げてきた秩序を大事にさせていただきたいとお願い申し上げます。

さて、今回の海面利用制度の見直しにおける重要な点として、既存漁業者が水域を適切かつ、有効に利用している場合は引き続き免許されるということが挙げられます。

そこで伺います。この水域を適切かつ有効に利用しているかどうかの判断基準はどのようなものになるのでしょうか、御答弁をよろしく願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、漁業権免許における水域を適切かつ有効に利用している場合の判断基準につきまして御答弁を申し上げます。

県では、免許を行う場合には、従来から漁業法に基づきまして、漁業権者である漁協等から漁場の利用状況や変更要望等を聞き取り、漁場が有効に活用されるよう、事前に免許の内容等を定めました漁場計画を作成いたしまして、法定されている免許の優先順位や適格性の審査に基づき、免許してきたというところでございます。

現在、国が示しております漁業法の改正案では、地元漁協と調整した上で漁場計画を策定し、免許するという方法につきましては大きな変更はありませんが、漁業権を免許する際に、住所や当該漁業の経験の程度及び依存度、経営能力など、細かく法定されておりました優先順位が廃止されることというふうになっております。

これによりまして、存続期間が終了する漁業権に対して、免許の申請が複数あった場合、漁場が適切かつ有効に活用されていれば、既存の漁業権者に優先して免許し、既存の漁業者がいなかった場合等には、地域水産業の最も寄与すると認められる者に免許するということになります。

また、お尋ねの適切かつ有効に活用している場合の判断基準ということでございますが、国の説明会におきましては、適切かつ有効とは、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用することを意味するというふうに聞いているところでございます。

また、漁業法改正案では、漁業権者が漁場を適切に利用していないことによって、他の漁業者が営む漁業に支障を及ぼしている場合でありますとか、海洋環境の悪化を引き起こしている場合や、また合理的な理由なく漁場の一部を利用していない場合には、県は当該漁業権者に対しまして必要な措置を講じるよう指導や勧告を行うことというふうになっております。

このこともありまして、これらの規定も適切かつ有効の判断基準の一つになるというふうにも考えております。

また今後は、適切かつ有効の具体的な判断基準となりますガイドラインが国から示されることとなっております。

県では、漁業権を免許するに当たっては、漁協や漁業者等と十分に調整した上で、法律の趣旨やガイドラインを踏まえて適切に判断いたしまして、漁場が最大限に有効活用され、将来にわたって多様な漁業が継続されるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

国からガイドラインが示される予定だという、大きくは御答弁があったかと思えます。

一方で、過剰な漁獲を避け将来にわたり持続的な漁業ができるようにというような基準もあるということで、ちょっと区画漁業権の話とどう合うのか

とか、ちょっとわからないところもあったんですけども、またその辺はぜひ教えていただきたいと思います。

そして、漁場をあけているというような話もあったと思うんですけども、一方で漁場を休ませているというような場合もあると思いますので、そういうことも今後、見ていていただきたいなというふうに感じました。

ぜひこれから基準をつくられていくと思うんですけども、担当者によって判断が変わったりとか、そういうことのないように、しっかりした基準づくりを、現場の意見も十分聞いていただいて作り上げていただきますように、お願い申し上げます。

また、引き続き免許されると聞いております共同漁業権との調整もどうかよろしくお願いたします。こちらも要望とさせていただきます。

では、大きな2番の(2)のほうの項目へ進みたいと思います。(2)の海区漁業調整委員の選出方法についてというように置かせていただきました。

海区漁業調整委員会とは利害を持った当事者である漁業者の代表と、公益を代表した有識者との間で調整する制度であると理解しています。この漁業者の代表であるということを選挙を通じてこれまでは担保してきました。今回の法改正で公選制を廃止するということですが、選挙なしでどのように漁業者の代表を選ぶのでしょうか。漁業者の代表であるということはどう担保するのでしょうか。

そこでお伺いします。海区漁業調整委員の選出方法について、公選制の廃止などの見直しが行われた場合、県としてどのように選定していくおつもりか、お考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（岡村昌和）** 海区漁業調整委員会の委員選出方法についてということでお答え申し上げます。

海区漁業調整委員会は、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構として、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させるために、漁業調整に関する具体的な指示や、県が漁業権を免許する際に県からの諮問に応じて

適格性や優先順位を判断し答申を行っていただくなど、重要な役割を担っております。

現在、委員会は、漁業者代表として選挙で選ばれました9名と、知事が選任いたしました学識経験委員及び公益代表委員6名の計15名で構成されております。

漁業法改正案では、漁業者代表委員の公選制を廃止いたしまして、全ての委員を知事が選任するというふうになっております。

委員は、漁業者、学識経験者や委員会の所掌する事項に関し利害関係を有しない者のうちから、議会の同意を得まして知事が任命するというふうにされております。

また、選任に当たりましては、あらかじめ漁業者や水産関係団体に対しまして、候補者の推薦を求めるとともに、委員の募集も行いまして、これらの推薦及び募集の結果を尊重いたしまして、漁業種類や操業区域等に著しい隔たりがないよう配慮しなければならないというふうにもされております。

また、委員構成につきましては、15名の委員のうち漁業者代表委員を9名とするというふうな規定はなくなりますが、引き続き漁業者が委員の過半数を占めるというふうにしなければならないというふうにもされております。

このように、海区漁業調整委員会は、改正法案におきましても、従来どおり漁業者主体の組織として運営されるというふうになっております。

また、委員の選任方法、手法につきましても法により具体的に定められておりますので、県といたしましても、法に基づいて、漁業者や漁協の意向を反映できるよう適切な人選を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

法律が変わっても過半数は漁業者という規定が残るということと、今、御答弁いただいた内容ですと、漁業者や漁協の意向を反映できるよう、適切な人選に努めるというように言っていたと思います。ぜひともそのようによろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

この大きな2番全体に対しての要望なんですけれども、今回の漁業法改正についての部分への要望なんですけれども、今回の改革に際して水産庁は3000億円からの予算を要求しているという話を聞きます。ぜひ県負担もあろうかとは思いますが、この好機を逃さずにこの国からの予算をしっかりと活用できるように、その努力をお願いしたいと強く要望させていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

では、大きな3番、獣害対策について、そして(1)としてアライグマによる被害状況とその対策についての項目へ入りたいと思います。

私は驚いたんですけれども、先ほど来、この議場で議員の皆さんから声をかけていただくのは、アライグマの質問をするんやてなど、みんなこればかり声をかけていただきまして、かなり皆さん、アライグマの被害があるのではないかなというふうに感じました。では、早速お話ししたいと思います。

私の地元、玉城町にてアライグマに収穫直前のブドウを荒らされてしまって、収穫や収入に大きな痛手を被ったというお話を聞かせていただきました。県によりますと、アライグマ被害は鈴鹿市、亀山市、松阪市、玉城町にて急激に増加しているとのこと。

これまでのサル、シカ、イノシシなどによる獣害と比べますと、比較的人口密集地でも被害が出ているというのが特徴だろうと思います。

先日は名古屋の中心部に出たという報道もありました。そして、もう一つのサル、シカ、イノシシなどとの大きな違い、そして決定的な違いだろうと思うのは、アライグマは外来生物であるということです。生物多様性を脅かす存在です。

そこでお伺ひします。アライグマは外来生物であり、在来種とは違った徹底した獣害対策が必要と考えますが、現状と対策についてお聞かせください。御答弁をよろしくお願ひします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(岡村昌和) アライグマによる被害の現状とその対策についてということで御答弁申し上げます。

アライグマにつきましては、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、外来生物法によりまして、特定外来生物に指定されておりまして、これはペットとして飼育されていた個体の遺棄等によりまして、野外で繁殖して環境への適応能力や繁殖力が高く、天敵もないということもありまして、近年増加傾向にあり、生態系への影響などが心配されているというふうなところでございます。

県が毎年実施しております集落代表者アンケートでは、ほぼ県内全域でアライグマの生息が確認されておりまして、特に伊賀地域、中南勢地域で生息域が拡大しているほか、被害発生集落も平成24年に比べまして29年には約2.7倍に増加しているというふうな状況でございます。

また、今年度、県が市町に対して被害状況等について調査を行いました結果、住民からの苦情があったものが24市町ありまして、その被害内容といたしましては、野菜や果樹の食害による農業被害が最も多く、次いで、屋根裏侵入などの住居被害、また生ごみ荒らしなどの生活被害が多くなっているという実態が確認されております。

次に、被害対策ということでございますが、アライグマの被害対策といたしましては、農作物を守る電気柵の設置や家屋への侵入口を塞ぐなどの対策に加えまして、地域への侵入初期の徹底した捕獲が重要というふうに考えております。

そのため、県では、アライグマの被害対策や捕獲手法を紹介するホームページやチラシを作成いたしまして、周知、啓発を行っております。

また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定することによりまして、電気柵の設置でありますとか小型捕獲檻の購入、また捕獲報償金に対しまして、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能となるということもありますので、現在12市町で計画が策定されておりまして対策が進められておるところでございます。

県では、引き続き、計画が未策定の市町への策定支援を行うとともに、市町による交付金を活用したアライグマ対策を促進してまいりたいというふう

に考えております。

また、平成29年度からは、農業被害防止を目的とし、自らの農地において必要な安全対策を講じた場合には、狩猟免許を必要とせず小型の箱わなによる捕獲も可能となったというふうになっております。

さらに平成30年、今年度から3カ年計画で、県の農業研究所におきまして、アライグマの捕獲時期の検討でありますとか、複数わなによる捕獲の実証など、効率的な捕獲技術の開発を進めておりますので、この新たな制度や、あるいは研究成果を広く普及しながら、より効果的な被害対策につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

農業被害もさることながら、この御答弁いただいた内容で、住居被害というのかなり特徴かなというふうには感じます。そして、御答弁の内容ですと、平成29年からは一定の条件はあるけれども、狩猟免許がなくてもとれるようになったと、これは非常に大きいことだと思います。ありがとうございます。

また、3カ年で計画して技術開発のほうも進めていただいておりますということですので、そちらも期待いたします。よろしくお願いいたします。

一番急所の部分になると思うんですけれども、12市町が計画を策定済みだけれども、まだ残り未策定の市町が多くあり、その策定支援も取り組んでいただけるということですので、ここが多分かなり重要になってくると思います。ぜひとも早急によりしくお願いしたいと、そのように要望させていただきます。

今、聞かせていただいた中の狩猟免許がなくてもというところで、少し心配になるんですけれども、免許を持っておられない一般の農業事業者に止め刺しや埋却などをしてもらおうというところに少し不安を感じました。今後の課題として県のほうも見ていただくように、これもあわせてお願いしておき

ます。よろしくお願ひいたします。

この大きな3番の獣害対策についての項目を閉じる前にもう1点、答弁は求めませんが、くくりわなの規制緩和が解除された件について申し上げておきたいと思ひます。

これまでクマが出ない地域では、クマってツキノワグマですけども、くくりわなの12センチメートルという規制が緩和されてきました。それが今年から県下一律にクマが出るからという理由で緩和が解除されました。

これは、しかし明らかにおかしいと私は思ふんですね。県内には今でもクマの出ない地域はありますよね。ですから、ちょっとおかしいと思ふんです。

これまでの県の取組は銃とわなの免許を分けたりとか、わなによって集落内に被害を与えている加害個体を捕獲するのだというような取組をしていただきましたけれども、こういったこれまでの県の取組方向とも整合がとれないというように感じるわけでありませう。

そこで速やかに再び規制を緩和できるよう、見直しを要望いたします。ぜひとも検討していただきと思ふんですけども、検討していただけますでしょうか。あつ、うなずいていただいております。じゃ、ぜひともそのようにお願ひいたします。もう、うなずいていただいたら十分だと思ひます。ありがとうございます。

では、この項目を閉じさせていただきますして、大きな4番、道路区画線の引き直しという項目に入らせていただきます。

最近、地域住民からの声として、道路区画線などの道路表示が消えていて危ない、困る、引き直してほしいというものが非常に多いです。映写資料をお願ひします。

(パネルを示す) 例へば、私の住んでいる地域の身近な例としては、こういう感じですよ。オレンジ色のセンターラインがあったはずなんですけれども、見えますでしょうか。見えませぬよね。多分見えないと思ふんですけども。映写資料ありがとうございます。

ある町長からは、要望しているんですけども、なかなか引き直してもらえ

ない。しかし、本来、要望するようなことではないのではないかと。要望などしなくても、一定以上消えたものは管理者が責任を持って引き直すべきものなのではないのかというふうに言われました。

こう言われて私ははっと気づいたんです。こうした道路表示が消えている箇所ですら事故が起きた場合、道路管理瑕疵に当たるのではないかと、管理者責任が問われるのではないかとということです。

そこで質問いたします。これは警察本部にもかかわることですが、代表して県土整備部にお伺いいたします。一定以上の磨耗、剥離した道路区画線については、予算のある、なしの問題ではなく、引き直す必要と責任があると考えますが、いかがでしょうか。御答弁、よろしく申し上げます。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 道路の区画線の引き直しについてお答え申し上げます。

県管理道路における区画線は、約1万キロメートルあり、引き直しが必要な箇所も多く、地域の皆様からの御要望に十分お応えできていないのが現状でございます。

このため、引き直しの箇所選定に当たっては、今年の7月に基準を作成し、優先度の高い箇所から実施をしているところでございます。

区画線の引き直し基準では、現状の剥離度を調査し、剥離がないものをⅠとし、順次、剥離が進んでいるものをⅡ、Ⅲとした上で、剥離が極めて進んでいるものをⅣと区分し、剥離が進んでいる箇所から実施することとしました。

実施箇所の選定に当たりましては、最初に1次選定として、事故多発箇所や通学路交通安全プログラム要対策箇所から優先して実施することとし、次に2次選定では、優先度の基準として、周辺地域の状況、道路の線形、歩道の有無、通学路の有無、交通量の指標を定め、引き直しを実施することとしております。

今年度は、この基準に基づき、例年の1.5倍の施工量となる約300キロメー

トルの区画線の引き直しを実施しています。

しかし、剥離度Ⅳと判断される極めて剥離が進んだ区画線だけでも、約1400キロメートルあることから、今年度だけで全ての引き直しはできない状況でございます。

次年度以降においても、引き直し予算の確保に努めるとともに、今年度の実施状況等もお示しをしながら、基準の検証も行った上で、計画的に実施していきたいと考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

客観性の高い仕組みづくりや施工量を1.5倍にするなど大変御努力いただいていることがよくわかりました。本当に感謝申し上げます。

一方で、今、質問させていただいたような観点から剥離度というものも設定いただいておりますというように聞かせていただきました。

しかし、今の御答弁の内容ですと、剥離度Ⅳ、一番もう剥がれてしまっている分が1400キロメートル、今年1.5倍にして毎年の施工量とそれを仮定した場合、毎年の施工量が300キロメートル。1400キロメートルに対して毎年300キロメートルずつやっていって、果たしてその剥離度Ⅳというのが解消されるのかというところが大変疑問になってきます。恐らく今のやりとりで、その剥離度Ⅳというものの解消に対して予算が足りない、間に合っていないということが明らかになったものと私は考えます。

であるとするならば、今申し上げたように、道路管理瑕疵や管理者責任ということがあるわけですから、これは警察本部も恐らく同じような状況だと思うわけですが、まずはこの積み残しを1400キロメートル、例えば1400キロメートルって積み残しを全て解消した上で、先ほど御答弁いただいたような計画的な維持管理を行うというのが物事の筋道であるというように考えます。

これは非常に命にかかわる予算でもありますし、これは総務部に申し上げたほうがよいと思うんですけれども、予算の確保の御努力をぜひともお願いしたい、そのように強く要望させていただきます。

そして、今、県土整備部と警察本部と両方かかわるというお話をしましたけれども、この両方で共同発注ということはできないでしょうかということをご提案申し上げます。

当然、消えておようなどころがあれば、共同発注することで節約できる予算もあるのではないのか、そういうふうに感じますし、もう一度映写資料をお願いできますでしょうか。（パネルを示す）このように、これ、白い外側線が向こう側に見えるのがわかるでしょうか。これ、住民の目から見ると、真ん中のセンターラインとセットなんです。そういう部局のこの管轄とか縦割りのなことというのは住民の目にはわかりませんので、やはりセットで引き直されるということが有効なのではないかと感じます。

なので、ぜひとも今提案いたしますので、御検討のほうをよろしくご願ひ申し上げます。要望とさせていただきます。

では、大きな5番、公共事業における地域維持型事業の拡大という項目に入らせていただきます。

予定価格が事前公表されていることで、くじ引きによる落札が非常に多くなっています。地域の建設業者は災害時などに自分の地域を守るんだという意識を強く持っておられます。

にもかかわらず、くじ引きによって地域も技術も関係なく決まってしまうことについて嘆くお声をよく耳にします。

このままでは災害時に地域を守れなくなってしまうのではないかと大変心配しています。

一方で、地域維持型事業は好評で評価する声をよく聞かせていただいております。

そこで提案なのですが、地域維持型事業を拡大して旧Dランクと言われる900万円程度の工事も対象としてはいかがでしょうか。御答弁をよろしくご願ひいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 地域維持型事業の拡大についてお答をいたし

ます。

近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本の維持修繕や地域の安全・安心などを担ってきた建設企業の減少、小規模化が進み、災害時の応急対応や公共土木施設等の維持管理が円滑に実施できない事態の発生が懸念されています。

このような状況の中、地域維持型業務委託は、地域に精通した複数の建設企業が共同企業体を構成し、必要な施工体制を安定的に確保することにより、公共土木施設の緊急修繕、災害時の応急対応及び雪氷対策といった地域の維持管理を持続的に行えるように制度化したものでございます。

新三重県建設産業活性化プランにおきましては、建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進を図るため、地域維持型業務委託の改善と拡大、地域維持型工事発注の実施を、その取組として位置づけておるところでございます。

このうち、地域維持型業務委託につきましては、これまでの緊急修繕、雪氷対策に加え、道路除草も対象とし、拡大運用しているところでございます。

また、側溝整備などの地域維持型工事につきましては、地域維持型業務に携わっている建設企業への発注方法の検討を進めており、平成31年度から試行していきたいというふうに考えてございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

早速、平成31年度、来年度から拡大して試行していただけるということで大変感謝いたします。ありがとうございます。

試行の結果を見た上でということになると思うんですけども、現在は維持修繕系という性質に着目して拡大していただけるという御答弁だったと思うんですけども、先ほど御提案させていただいたように、ゆくゆくは維持修繕系工事以外にも拡大されることを期待しております。この点は要望いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

なぜか非常に時間が余るような勢いになっておるんですけど、私、ふだん、

7分割8問質問させていただくんですが、今回8分割9問予定しておるのになぜか時間がかかなりあって驚いておるのですけれども、続けさせていただこうと思います。

大きな6番に入らせていただきます。自動車運転免許証の自主返納の項目に入ります。

私の住んでいる南部地域は高齢化が進んでおります。そしてまた、公共交通機関も便利とは言えません。お年寄りが運転免許証を自主返納しようと思っても、最寄りの警察署が遠く、そこまで行くのは大変です。免許証の更新は地域の文化会館で行うことができ大変助かっておるのですけれども、そんな感じで自主返納も身近でできないものかなという声がありました。

そこで質問いたします。自動車運転免許証の自主返納しやすい環境づくりについて、これまでの取組とこれからどう取り組んでいかれるのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、自動車運転免許証のいわゆる自主返納につきまして、現状の取組と今後の取組ということで答弁を申し上げます。

高齢の運転免許保有者につきましては、年々増加しておりまして、その中で、高齢者の自主返納件数につきましても増加をしております。昨年中で6000件を超えた自主返納があったところであります。

ただ、自主返納しようとする方の中には、議員の御指摘のとおり、時間的、場所的な制約などがあって、警察署などの受付窓口に行くことが困難な方もおられるということで、自主返納しやすい環境を整備していくことは重要であると考えております。

まず現状の取組であります。この自主返納につきましては、運転免許センター及び警察署で受け付けをしております。自主返納する方の利便性を図るために、これまで運転免許センターにおきましては日曜日の窓口を開設するとか、平日の受付時間を拡大するといったことを進めておりますほか、例えば介護施設に入所されているといった特別な事情がある方については、こ

ちからから出向いて訪問することによる返納の受け付けもしているところがございます。

また、自治体等に対しましては、自主返納に当たって高齢者の移動手段が確保されるように働きかけもしておりまして、一部の市町では、自主返納する方を警察署まで無料送迎するサービスを行っていただいているところでもあります。

それから、南伊勢町での免許の出張更新場所における返納の受付のことがございましたけれども、確かに自動車免許証の出張更新につきましては、県内の幹部交番でありますとか、公民館など県下で8カ所で行っているところがございます。

ただ、自主返納の受け付けにつきましては、実は一定の審査を行うために運転免許センターとの個人情報のやりとりが必要となっております。これが警察以外の施設ということになりますと、情報セキュリティを確保しながらそういったやりとりを行うのが難しいということでもありますとか、ほかにも体制確保の問題もございまして、自主返納の受け付けについては行っていないというのが現状でございます。

最後に今後の取組でございますが、まず来る平成31年1月からは、家族などの代理人による返納を受け付けられるように現在準備を進めているところがございます。

また、幹部交番などにつきましては、警察署と同様に自主返納の受け付けをできるように窓口の拡大も検討してまいりたいと考えております。

引き続き、自主返納する方の利便性が向上しますように、警察によるさらなる取組と合わせまして、市町等と連携した高齢者の移動手段の確保に向けた取組についても推進してまいります。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、一番大きかったのは平成31年1月、もうこの1月からということで

すね。代理人による申請ができるように現在準備いただいておりますという御答弁をいただきました。ありがとうございます。大変期待するところですので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、全体としては免許の返納というのは、免許証の更新とは違って審査が必要で、個人情報のやりとりが必要であるというようなことで、すぐに免許の出張更新のようにうまくいかないけれども、将来的には幹部交番でもということまで言及いただいたということですので、ぜひとも長期的にということになりましようけれども、よろしく願います。本当に素晴らしい御答弁で、余りつけ加えることがないぐらいの御答弁ありがとうございます。大変期待いたします。ありがとうございます。

もう最後の項目に入っていくのですけれども、大きな7番として幼稚園のない地域の幼児教育についてというように置かせていただきました。そして、(1)として、就学前教育の考え方というように置いております。

まずは、教育委員会にお伺いしたいと思います。就学前教育の重要性については議論するまでもないかと思えます。この三重県内には幼稚園のない、保育所しかない地域や町があります。そうした地域に住んでいたとしても、保育所であっても幼稚園であっても身につけるべき力をつけられるようになっていきますでしょうか。そのところをお聞かせください。よろしく願います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 就学前教育の考え方についてでございます。

幼児期の教育については、教育基本法において、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることが位置づけられています。

また、忍耐力や意欲、自制心など、いわゆる非認知的能力を幼児期に身につけることが大切であるという研究結果などから、幼児教育の重要性への認識は高まっています。

このことを踏まえ、平成30年度から施行された新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、幼児期の終わ

りまでに育ててほしい姿が共通して示され、これらに基づいた教育、保育が行われることとなりました。

県においても、幼児期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、三重県教育ビジョンで、幼児教育の推進を施策の一つに位置づけ取組を進めているところです。

平成29年度末には、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園等と小学校の特徴、違いや、5歳児後半から小学校1年生前半における指導の工夫例などを盛り込んだ、三重県保幼小の円滑な接続のための手引きを作成いたしました。

今年度は、子ども・福祉部と連携して、県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園、小学校に手引きを配付するとともに、校長会や園長会、教員の研修会などの場で活用のための周知を図っています。

また、東員町、鈴鹿市、津市、松阪市と連携し、実践教育幼稚園を指定して、自己肯定感や、やり抜く力などを育むための指導方法や小学校との接続について、学識経験者の指導助言のもと研究を進めているところです。

県教育委員会としましては、幼児期において子どもたちが生涯を通じて生きていく上で基礎となる力が育まれるよう、引き続き子ども・福祉部や市町教育委員会と連携して、幼児教育の充実に努めてまいります。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

保幼小の円滑な接続のための手引きというものをつくっていただいて、取り組んでいただいておりますということでしたね。端的にもう一度だけ、一言で答えてもらったらいんですけど、端的に保育所であっても就学前教育、幼児教育をちゃんと受けられるようにしていくんだという考え方がきちんとあるということによろしいんですね。その確認だけ。

○教育長（廣田恵子） 県教育委員会としてはどうか、幼稚園教育の中で小中学校教育課等が指導していくというのがあるんですけども、保育所となると、やはり市町の範囲にはなりません。

ただ、就学前教育としてはやっぱり子どもたちのうちから小学校では小1プロブレムを含めて大切な時期でありますので、全体的には大切なことであるという考えには変わりはありませんので、そういう方針のもとに市町教育委員会とも連携していきたいというふうに考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

市町のことだけれども、重要であると考えていただいて取り組んでおられるということですね。ありがとうございます。わかりました。

では、二つ目の（2）のほうの保育所における幼児教育についてのほうへ入ります。

私の娘がおかげさまで2歳半になりまして、最初は、生まれたころは私にそっくりだとみんな言っておったんですけども、だんだん少しずつ2歳半にもなると女の子らしくなってきた、そうすると誰も僕に似ると今度は逆に言ってくれなくなるという、かわいくなると言ってくれないというちょっと寂しいところもあるんですけども、2歳半になりまして、そろそろ保育園に行ってはどうかということ準備をしたんですね。

そうしたところ、妻から就業証明書、働いているという証明書を書いて出さなければならぬんだけど、どうしようかという相談をされたんですね。職を求めているという証明書でもいいということだったんですけども、そうやって書いて出さなければいけないと妻から言われたんですね。

そこで、はたと気がついたんです。幼稚園のない地域で共働きではない家庭が子どもを保育所に通わせることを諦めてしまうということが、これは起き得るんじゃないのかと。もしそういうことが起きるとすれば、これは大変なことであるなど、そういうふうに気がついたんです。

そこで質問いたします。現在、まず制度がどうなっておるのかということ、そしてそれをどう周知しているのかということ、この2点をお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、幼稚園のない地域の幼児教育の現状、それから特別利用保育といった制度の周知についてお答えを申し上げます。

平成30年4月1日現在、県内におきましては就学前の子どもが教育、保育を受けることのできる幼稚園、認定こども園、保育所は合わせて476施設ございまして、県内全ての市町においていずれかの施設が設置されているところでございます。

そのうち、保護者の就労等の理由により、保育の必要性がある子どもを預かる保育所のみが設置されている自治体は3町となっているところでございます。

保育所しかない地域におきまして、保護者が近隣市町の幼稚園等の利用を希望した場合には、保護者の住所地の市町が利用されている幼稚園等に対して給付を行うなどの仕組みがありまして、実際に活用もされているところでございます。

また、保護者が近隣市町ではなく、居住している地域で就学前保育を受けることを希望した場合には、先ほど紹介しましたが、特別利用保育という制度がございます。

これは、地域に幼稚園や認定こども園がなく、受け入れる保育所の定員に空きがあるなど一定の条件を満たし、市町が必要と認める場合は、保護者の就労などによる保育の必要性がなくても保育所の利用が可能となるものでございます。

県としましては、就学前教育、保育の実施主体でございます市町が、子育て家庭の希望に沿いました取組を円滑に進めていけるよう、引き続き制度の周知などに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、保育所だけの町がやはりあるということ、そしてそうした場合には

地元の保育園以外でも、例えば近隣市や町の近隣の幼稚園へ通うこともできる制度になっているということが、まず一つ、御答弁いただいたかと思いません。

そして、幼稚園ではなくて地元の保育園へ行かせたいと、そこで幼児教育を受けさせたいという場合には、特別利用保育という制度があるというふうに今、御答弁いただいたと思います。

残念ながら私はこの質問をするのに、意見交換させてもらうまで、この制度を恥ずかしながら知らなかったわけでありまして、また私の妻も当然知らなかったですし、恐らく私の周囲で知っている人はいなかったですね。どうやってやっているかという、農業の手伝いをするとか漁業の手伝いをするとか、職を求めている、ハローワークに行くとか、そういう書類を書いて出しておるとするのが恐らく現状なのかなと、そのように感じます。

ですので、ぜひとも今周知にも取り組むというふうにおっしゃっていただきましたけれども、ここの制度の周知というのは非常に重要だと考えますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

何かそうした周知に関しての事例などはございますか。もしあるようなら再質問として教えていただきたいのですが、いかがですか。

○子ども・福祉部長（田中 功） 周知につきましては、市町の職員と様々な場面で意見交換する場面がございます。そこでの説明等を通じて周知に努めていきたいと考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） ありがとうございます。市町の職員との場面でということですね。

事前に意見交換したあれですと、3歳や5歳というようなときの健康診断のときに保育所にもどこにも通っていない子どもがおられたら、こうしたことを伝えるというような話も聞いておったんですけれども、それはそのとおりでよろしいですか。

○子ども・福祉部長（田中 功） 今議員がおっしゃったように、乳幼児健診、

3歳児健診とか5歳児健診等々の場面を通じまして周知に努めていくということでございます。現在、市町においてもやっただいていところもございすし、それがトータル的に29市町でしっかり行われるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いたします。

市や町の担当者の理解はもちろん重要なんですけれども、申し込む側の理解も重要で、住民の側がよく知っていないと申し込む前の段階で諦めてしまうということも起き得ると思うのであります。多分、保育所というのは働いている人が子どもを預けるところという話が相当浸透していますので、かなりそれを上書きするための周知というのは力を注いでいかないと難しいのかなと、そのように感じます。

質問の結びに、この項目の結びに子ども・福祉部に限らない全庁的なこととして提案させていただきたいと思ひます。今のような大きな制度改正があったときには、広報の原案を県のほうでつくって、それぞれの市や町の市政だよりや町政だよりに掲載することを依頼してはいかげんでしょうか。一般論として、それぐらいいないとなかなか徹底しないのではないかと、そのように今回の件を通じて感じさせていただきました。もう御答弁は求めませんので、全庁的にしっかりと検討していただくように要望いたしたいと思ひます。どこの部署でやるのがいいのかな。県の広聴という戦略企画部かな、もしあれでしたら私、戦略企画の常任委員会におりますので、またその委員会でも議論させていただきたいと思ひます。

以上で通告した内容は質問させていただきました。想像以上に各部の皆さんが御協力いただいて、すばらしい御答弁をいただきましたので、やや時間を余しましたけれども、皆さんの御協力、御答弁に感謝を申し上げ、一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 11番 藤根正典議員。

〔11番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○11番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選挙区選出、新政みえの藤根です。議長のお許しをいただきましたので、本日最後、4番手として登壇をさせていただきました。しばらくの間おつき合いをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初の質問は、柑橘等県産農産物の輸出についてです。平成31年度三重県経営方針（案）は、10月に知事のほうから御説明をいただきました。その中で、平成30年8月に、関係機関とともに発表した南紀みかん産地拡大宣言、三重の真珠振興宣言、伊勢茶輸出プロジェクト輸出拡大宣言について触れていただきました。

輸出拡大を目指すかんきつや真珠、伊勢茶や伊賀米の産地における若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現という若者就労支援、定着支援という立場からの記述をいただいております。

農産物の輸出の拡大により、農林水産業の新たなステージ展開を進めようというような意気込みを感じさせていただきました。

そこで、県産農産物の輸出拡大に向けた考えについて伺いたいと思います。

これまでも県産農産物の輸出については、南紀みかんもそうですし、伊勢茶、あるいはブランド牛肉等畜産物なども課題を解決しながら一步一步進めていただいています。

先日、新聞には、シンガポールへの活ガキの輸出についても掲載をされておりました。

農林水産部長に、県産農産物の輸出拡大について伺います。

南紀みかん、真珠、伊勢茶などの農林水産品について、輸出拡大に向けた今後の展開について考えをお聞かせください。お願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、県産農林水産物の輸出拡大に向けた

今後の考え方ということで御答弁を申し上げます。

国内の食市場は少子高齢化の進行によりまして、今後減少するというふうに見込まれておりますが、一方で世界に目を向ければ、新興国の経済成長や人口増加などから、世界全体の食市場は平成21年の340兆円から平成32年には680兆円まで、ますます拡大していくというふうに予想がされております。

このような状況を受けまして、国においては農林水産物、食品の年間輸出額を平成31年には1兆円とするという目標を掲げまして、取組が進められております。

こうしたことを踏まえまして、本県では、平成26年に設置いたしました三重県農林水産物・食品輸出促進協議会、この部会におきまして、事業者等への情報提供でありますとか、海外の展示会、商談会への参加を支援するとともに、輸出検疫の条件緩和などを国に働きかけてきているというところでございます。

具体的には、ミカンでは、タイ向け輸出のための検疫条件の緩和要請活動でありますとか、また伊勢茶におきましては、農薬基準の見直しに関する要請活動や、現地ニーズに応じた商品開発、また米国で開催されます商談会参加への支援、牛肉では、米国や香港等への販路定着に向けた取組や、台湾では初めてとなりますプロモーション活動への支援を行っているというところでございます。また、木材製品におきましては、中国での現地モデルルームの設置に向けた取組でありますとか、韓国におけるヒノキ製品のPRのための展示会出展への支援、水産物では、国内初となりますシンガポールへの生きたままの殻つきカキであります活カキですね。先ほども御紹介がありましたけども、活カキの輸出に向けた取組や商談機会の創出をしているというところでございます。

輸出につきましては、販路拡大の有望な手段というふうになるとともに、意欲ある担い手が、生産を拡大できる環境を整えるための重要な取組というふうを考えております。

このため、今後とも展示会出展等への支援や商談機会の創出、また輸出検

疫条件緩和の国への働きかけなどを強化、継続するとともに、生産者や関係団体が目指す方向性を共有する中で、輸出に対応できる産地づくり、これについても取組を進めまして、輸出拡大につなげていきたいというように考えております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

〇11番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

全国的な輸出拡大の方針があって、平成31年の目標では1兆円といった大きな規模での国内農産品の輸出が進められようとしているという流れの中で、三重県の農産物についても積極的に国外への販路拡大を目指していきたいんだというお話を聞かせていただきました。

南紀みかんについては、また後で触れさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、伊勢茶についてもやはり農薬の問題であったり、商品をどういった向こうの方に好んでいただくようなものにしていくかというような工夫もあるでしょうし、ブランド牛肉についても販路拡大を進めていく、その工夫というのが要ってくるのかなというようなところを感じさせてもいただきました。

やはり海外へ行くわけですから、様々な条件の緩和というものが必要になってくるだろうなというふうに思いますけれども、とにかく担い手のやる気につながっていくと、輸出が現実としてもうけにつながるような形になっていけば、それはもうかる農業という方向で間違いないのかなというふうには思いますが、国内での消費、国内での優良なそういう農産物を希望される、期待される方というのも、三重県のものがいいんだと、三重県のものを食べたいというような方も多くいらっしゃると思います。そこらあたりも含めて、やっぱりこの農産物、海外、そして国内も優良な品物をできるだけつくっていくというのは、農産物の市場が減少していると言いながら、やっぱり生産量の確保というのが一番大事になってくるでしょうし、その部分はきちっと考えておいていただきたいなというところを思っております。

ミカンは置いときまして、あとその他で例に挙げていただいたような農産物のことで、海外への輸出に向けて課題として認識されているところがあると思うんですけども、そこらあたりについてももう少し御説明いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（岡村昌和） 先ほども紹介ありましたように、海外に輸出する場合は例えば検疫条件、ミカンに限らずお茶とかもありますので、そういったものを国を通じて規制を緩和していただこうようなことでありますとか、様々な商談会等を開催して、現地の方に幅広く知っていただくこと、あるいは牛肉等につきましては、例えば食べ方そのものも相手国に紹介、案内をしていく中で、幅広く和牛のおいしさを味わってもらおうという形の中で、輸出、販路拡大をしていくといったような、それぞれ個別の課題もあると思いますので、そういったものをしっかりと押さえながら、輸出に向けた販路拡大に取り組んでいきたいと思えます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

それぞれの課題というのが別にあるんだろうなというふうに思えますので、今御説明いただきましたけども、しっかりと進めていただけたらというふうに思っております。

後ほども触れさせていただくんですけども、4月に海外政務活動でタイ王国に行かせていただきました。

知事も行かれましたけども、大きなショッピングモール、サイアム・パラゴンの青果物売り場には、日本全国からイチゴですとかそういったフルーツ類ですね。あと、トマトやサツマイモ、シイタケなんかもコーナーがつけられて並んでおりました。全国的に農林水産物の輸出の取組が進められているというのがすごく肌で感じる事ができたなというふうに思っております。

三重県としても、三重ブランドなど優秀な農林水産物の販路拡大策として、引き続きの展開を進めていただきたいと思います。

また、同時に当たって、先ほども言いましたけども、優秀な農林水産品の

数量確保策、その部分が重要だと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、輸出に力を入れていく農林水産品の中から、年中ミカンのとれる私の地元課題といたしまして、南紀みかん産地拡大宣言を踏まえた輸出産地づくりについて伺いたいというふうに思ひます。

(パネルを示す) 資料は J A 三重南紀で取り扱っておりますタイ王国へのミカンの輸出量をあらわしておりますけれども、平成22年からかんきつの輸出を開始し、平成26年までは順調に増えておるんですけども、その後、国内で SOS、かんきつそうか病という病気が確認されたということで、平成27年度からはその防除の処理が義務づけられるという検疫条件が強化されました。それを受けて輸出量が減少してきたというところなのですが、関係者の皆さんの御努力もあってマーケットの開拓など頑張っていたいただいたというところで、平成29年は増加に転じたという形になっております。

今回、南紀みかんを次世代につなぎ、匠の技を持つ農家や意欲と情熱にあふれる若者が牽引していく南紀みかん産地拡大を宣言されましたけれども、農林水産部長に引き続きお伺ひしたいと思ひますが、南紀みかん産地拡大宣言を踏まえて、日本一の輸出対応産地を目指す県として、今後どのような取組を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

[岡村昌和農林水産部長登壇]

○農林水産部長(岡村昌和) 南紀みかん産地拡大宣言を踏まえた取組についてということでお答えを申し上げます。

南紀みかん産地拡大宣言は、本年8月に南紀みかんの輸出にかかわる生産者、J A等の関係者が一堂に会しまして、知事や関係市町長とともに、南紀みかんの産地拡大に向け行われました。

この産地拡大宣言では、南紀みかんが輸出量日本一であるタイ王国への輸出拡大、多様な輸出対応を図るための新たな流通体制の構築、またこれらを支える生産体制の整備について計画的に取り組むことを確認したというところでございます。

宣言を踏まえましたが具体的な取組ということでございますが、まずタイ王国への輸出拡大につきましては、国に対し粘り強く検疫条件の緩和要請を行うとともに、先月の知事アセアンミッションでは、タイ王国農業・協同組合大臣に対しまして、直接要請を行い、タイ側の検査官を招いての合同検査の廃止、またかんきつそうか病対策の殺菌、防かび処理の省略、さらには11月からとなっております輸出開始時期の前倒しなどを求めたというところでございます。

また、新たな流通体制の構築に向けましては、生産者、流通事業者、県が参加いたしました三重みかん輸出産地形成プロジェクトを立ち上げまして、アジア圏を中心とした海外への販売ルートの構築に取り組みを始めております。

さらに、今後は、若手農家等の規模拡大を促していくために、ICTの活用など、自動化技術等が導入可能な効率的な園地への再整備などに取り組みまして、生産性の高い産地づくりにつなげていくことというふうにしております。

こうした取組を進める中で、今年度のタイへのミカン輸出については、JA三重南紀を中心とした関係者の積極的な取組によりまして、これまでで最大となります約50トンの輸出を見込んでおるところでございます。

今後とも、このような取組を着実に進めることで、南紀みかんの産地を次世代へつなぎ、担い手等が意欲を持って経営展開できる強い産地の形成を進めていきたいというふうに考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

タイ王国への輸出ということで、課題解決に向けて知事にも現地まで行っていただいて、直接要請行動をしていただいたということでもありますとか、あるいは生産体制の整備を進めていくためにも、ICTの活用、そしてそれを利用したより効率的な園地の整備といったようなあたりのところも、進めていただくというようなお話もありました。

知事におかれては、繰り返しですけども、先日、タイ王国を訪問されて、大臣等現地関係者の方と面談され、南紀みかんの輸出拡大について、要請行動を行っていただきました。それについては本当に感謝申し上げたいというふうに思いますし、21日の知事提案説明でもその中身については触れていただいております。

現地で直接要請いただいた知事の感触として、あるいはその後の情勢として、先ほど農林水産部長からありましたけども、検疫条件あるいは輸出開始時期の前倒しといったような課題の解決に向けての改善方向など、どのように感じておられるのか、なかなか国と国との関係という中での質問をさせていただきますので難しいところもあるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 先般、タイ王国のタイ王国農業・協同組合省のクリッサダー大臣に、先ほど部長が答弁しました点について求めました。その場でミカンを食べながら交渉しまして、大変雰囲気よい中でやったわけですけども、大臣から、合同検査の簡略化に向けては、御要望どおり前向きな検討を進めていると、それからかんきつそうか病対策や輸出開始時期の前倒しは、エビデンスをもとに協議を進めていきたいと。駐日タイ王国大使館にもエビデンスの整理など相談いただきたいというようなことがありまして、交渉事ですので明確なことはなかなか私から申し上げにくいですけども、非常に大臣の前向きなお言葉から、近いうちに合同検査の廃止の部分については実現するのではないかという手応えを感じておるところであります。

今、国と連携し、国の力もおかりしてエビデンスの整理、早期に条件緩和につなげられるように今やっているところです

さらに、その後、モールグループのショッピングモールにミカンの輸出の店頭販売も私やったんですけども、中級品で3個入りで199パーツ。だから、600円ぐらいですね。みんなにこの価格どうですかと聞いたんですけど、全然高く感じないよというふうに、試食もしてもらってやりましたので、非常にこの条件緩和ができていけば、その先の販路拡大が広がっているなという

ことも感じたタイミッションでありました。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

まだ結果としてはこれから出されるということですが、大変前向きな雰囲気を感じていただいたところで私も感じさせていただきました。

先ほど言いましたけど、私も新政みえと能動の有志で今年4月にベトナム、タイを政務活動で訪問し、南紀みかんを販売しているモールグループのショッピングセンター、サイアム・パラゴンで現地法人関係者からミカン販売についてお話を伺いました。

（パネルを示す）私が行った時期がもう4月の初めということで、中晩柑の一番最後の時期ということでもありましたので、そんなに多くの量が並んでいるという状況ではありませんでしたが、それでも三重南紀みかんという特設コーナーをつくっていただいて、デコポンを並べていただいておりました。

お話を伺うと、購入者はタイ人がほとんどなんですが、今、知事からも話していただいたように、味はもちろん、外観の美しさから人気があると、取扱商社にしては、今後も増やしていきたいというようにお話を伺いました。

今期既に37トンの温州ミカンを輸出していて、中晩柑を含めると50トン近くまで行くのではないかと、先ほどの話を同じようなことをお聞きしてきましたので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

南紀みかんの生産農家も例外なく、規模の小さい農家なんですね。大きな農家が大規模に経営するというのは、ミカン、なかなか難しく、小さな農家が家族経営でいいミカンをつくっているというのが現状です。

高齢化も進む中、U I ターンなどの新規就農者も頑張っているわけですが、生産を支えるためには様々な支援が必要です。

産地拡大には、ミカン農家の確保、育成が重要だと考えるんですけども、新たな担い手の育成や就農のサポートについて、県としてどのように支援していくのか、お聞かせください。お願いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、ミカン農家の確保、育成についてということで御答弁申し上げます。

県では、紀南地域のかんきつ産地におきまして、新たな担い手を確保、育成するために、市町やJAなどと平成20年度に設立いたしました三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会、これにおきまして、産地や地域情報の発信、農業体験や研修事業、また受け入れ体制の整備を柱に、様々な取組を進めているというところでございます。

具体的には、県内外の就農フェアや移住相談会における産地のPR、また地域の農業者と連携した農業体験や研修の実施、雇用就農の希望者と農業法人のマッチング、また独立就農希望者へのかんきつ園地のあっせん、農業次世代人材投資資金を活用したサポートなどに取り組んでいるというところでございます。

また、このプロジェクトの一環といたしまして、受け入れ体制の整備に向けて、JAの出資により平成27年度に設立されました株式会社オレンジアグリ、こちらのほうでは、新規就農者を雇用し、営農技術等を習得させた後に、一人立ちをさせる、のれん分けというふうなものに取り組んでもらっていただいています。

こうした様々な取組によりまして、平成20年度からの累計で、386名の方から就農相談を受けるとともに、63名の農業体験を受け入れまして、このうち12名が独立就農に至っております。

今後は、こうしたプロジェクト協議会の取組とともに、かんきつ農業のスマート化に向けまして、例えばドローンを活用した生育予測、またセンサーにより収集した気象などビッグデータの活用、またICTやロボット技術を導入できる園地の整備、こういったものを進めまして、若者にとって農業が魅力的で働きやすい仕事場となるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、地域に人を呼び込み、新規就農者の定着に向けた環境整備や技術支援などに取り組むことで、かんきつ産

地を担う人材の確保、育成を図ってまいりたいというふうに考えております。  
以上です。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

12人の方が新たにミカン農家として就農していただいているという流れの中で、やっぱり優秀なミカンを現在つくっている農家の方ののれん分けといったような形で、十分その方たちの技術を盗むという大変ですけども、しっかりと身につけた上で自分もミカン農家として自立していくというような形はすごくありがたいなというふうに思っています。やはり優れた生産の技術を持った農家の方がいらっしゃる今だからこそ、ぜひ若い人たちにそういった技術が伝承されていくように、引き続きのお取り組みをお願いしたいというふうに思いますし、個別の小規模農家に対して、できるだけ長くいいミカンをつくってもらえるような仕組みづくりも考えていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございました。

では、次の質問へ行かせてもらいます。2番目の質問は、「地域課題解決型」の新しいキャリア教育モデルの構築についてです。

これも平成31年度の三重県経営方針（案）の中で、地域の高校において、地域を学び場とした「地域課題解決型」の新しいキャリア教育モデルの構築という記述をいただいております。

キャリア教育は、一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育というふうに定義をされておりますが、県教育委員会のほうも平成27年3月に、（現物を示す）このようなリーフレットも発行していただいて、キャリア教育を推進していただいております。

これまでも地域課題解決という言葉は使ってきていただいておりますというふうに思いますが、今回、新たなキャリア教育モデルという形で記述いただいておりますので、教育長にお伺いしたいんですが、これまで県教育委員会として進めてきたキャリア教育の成果、あるいは課題というのをどのよう

に考えていらっしゃるのか、その点を踏まえた上で、今回、構築していこうとしている地域課題解決型の新たなキャリア教育モデルとは、どのようなイメージを想定していらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） これまでのキャリア教育の成果と課題をどのように考えて、それを踏まえて地域課題解決型のキャリア教育モデルはどのようなイメージのものかということについての御質問でございます。

県教育委員会では、子どもたちの望ましい勤労観、職業観を育み、希望する進路を実現できるよう発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。

また、各学校では、地域や子どもたちの実態に応じてキャリア教育の全体計画を作成し、組織的、系統的に取り組を進めています。

特に、将来の進路選択にとって重要な時期となる高等学校においては、職業人等を招いて仕事の魅力ややりがい、社会に出る前の心構え等の話を聞いたり、インターンシップで実際の仕事を体験したりする取組を進めています。また、地域の経済団体等と連携し、校内で複数の事業所を招いた説明会を行っている学校もあります。これらの取組に参加した高校生からは、就職に向けて高校生活で大切なことが何かを知ることができた、仕事の厳しさや楽しさを知ることができた、地域の産業への興味が湧いてきたなどの感想があり、地域産業や仕事への理解や働く意欲の向上が図られていると考えております。

一方で、これまでの高等学校におけるキャリア教育では、職業理解や働くことの意欲の醸成、卒業後の進路選択に関する学習が中心となっており、実社会を生き抜いていく力の育成や、学校での学びと社会とのつながりに関する理解を図ることが十分とは言えない状況があります。

これからの高等学校におけるキャリア教育については、変化の激しい時代を生き抜くために、自己と社会のかかわりについて深く考え、進路を選択、決定し、生涯にわたって望ましい自己実現ができるために必要な基盤となる資質、能力を身につけていくことが求められています。

このため、新しい地域課題解決型のキャリア教育では、学校での学びだけではなく、地域住民や職業人など多様な人々とかかわりながら、生徒が地域の特色や産業を題材に、地域の魅力や課題を知り、自分たちに何ができるのかを主体的に考え行動する学習活動に取り組みます。

このような課題解決学習は、生徒が多様な価値観に触れることで他者と協働する力や自己と社会のかかわりを考える力など、これからの社会の変化に対応する力を育成するとともに、地域への愛着や誇りを高め、その地域で活躍できる将来像をイメージすることや、将来にわたって志を持って学ぶことにもつながると考えております。

現在、県立高等学校活性化計画に基づき、地域の協力を得て活性化に取り組んでいる高校をパイロット校に指定し、これまでの取組を基礎として実施していきたいと考えています。

さらに、各パイロット校での取組を踏まえて、学習内容やその進め方、学習により培われる生徒の資質、能力、学校と地域のかかわり方について、外部有識者等の意見も参考にしながら検討を加え、地域課題解決型キャリア教育のモデルを構築したいと考えています。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁いただきました。

これまでも発達段階に応じて様々な学校で、そしてその地域性を踏まえたキャリア教育といいますか、地域学習というような形で進められてきたのかなというふうにも思いますけども、高校でしっかりとやってきたことをさらに進化させていきたいというようなイメージなのかなというふうに考えさせていただいております。

やっぱり社会とのつながりといいますか、その子どもたちが育つ地域とのつながりといいますか、その部分がまだまだ弱かったのかなというふうなところは私も感じさせていただいておりますので、そういったところを踏まえた上での多様な人とかかわりをどうつくっていくのか、そして自分だけでなく、周りの人と一緒になってかかわり合いながらその課題を解決してい

く、そういった姿勢を育てることが自分の育った地域のことを知った上で、自分のやりたいことを踏まえた上で将来につなげていくということになるのかなというふうにも感じさせていただきましたので、特に高校であれば、やはり私は活性化という部分は欠かせないかなというふうにも感じております。

学校の自主性、独自性を踏まえた上で、多様な実践が進められていくということについては、大変期待をしていきたいなというふうに思います。

活性化についてなんですけども、平成29年3月に33年度までの5年計画で活性化計画が進められています。小規模校の活性化ということで、人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、地域住民や職業人とかがわり合いながら課題解決に取り組むと、そして地域や産業の担い手の育成、若者の地域への定着につなげていくという課題で取り組まれているということで、まさに今お話いただいたキャリア教育、そして新たなそのキャリア教育というのが、その活性化にうまくマッチして行って、その活性化が成功していけばいいなというふうに私も思っております。

私の地元にある本木高校も、今年度、地域学習講座という形で年11回、地域の方を招いての講座を実施しているというふうに伺っておりますし、紀南高校も2年生の地域産業とみかんの講座を17回、それから30回前後の地域学習も全体としてあわせて取り組んでいるというようなお話も聞かせていただいております。学校の活性化とは切っても切れないキャリア教育だというふうに思っています。

これまでも1次産業関係者、商工業、観光業関係者の方々、あるいは福祉に携わる皆さん、市町や農林事務所なども県の出先機関とともに連携をいただいております。

そこで、新しいキャリア教育モデルの構築という部分については、先ほど学識経験者の方にも参加していただいて、モデルの形をつくっていききたいというお話でしたけども、私どもは地域社会、地域産業を支える皆さんとの協力、協働という部分をもっともっと進めていかなければ、この新しい形を現実のものにはしていけないのかなというふうに思うんですが、その辺のお考

えをお聞かせいただけますか。

○教育長（廣田恵子） 御紹介をいただきましたですが、例えば今、紀南高校では、地域産業とみかんという学校設定科目を開設して、御浜町とかJA三重南紀などの協力を得て、ミカンの1年間の栽培過程や収穫、販売の流れなどを学習するとともに摘果作業等の体験もしております。

新しい地域課題解決型のキャリア教育では、こうした取組をさらに発展させて、地域産業のミカンを全国に発信する方法を考えたり、ミカンを活用したり商品開発に取り組んだりするなど、自ら考えて行動し発信する学習に高めていきたいと考えています。

そのためにはということなのですが、学校と地元の方々、それから産業関係者などが、一層の連携や協働を進める必要があると考えておりますので、新たに地域と学校をつなぐコーディネーターというのを配置し、活用して、連携協力体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

今、教育長から御紹介いただいたのは、紀南高校は、（現物を示す）こういった地域産業とみかんというようなリーフレットもつくって、こういった活動をしているかというのを、しっかりと地域にも発信していただいております。やはり地域に愛されてこそその高校だというふうに思っておりますので、引き続きの御支援をいただけたらというふうに、木本高校共々に御支援いただけたらというふうに思っております。

先日、熊野市で、地元商工会議所青年部の若者やボランティア団体、県内外の大学などで構成する実行委員会が主催しての熊野サミット2018というのが開催されました、知事にもおいでいただいて御挨拶をいただいたわけなんですけども、その中でもう3回目ですか、ということで、県内外の大学生が熊野での実践報告というような形で、自分たちが熊野活性化について実際に考えてみたこと、やってみたことを報告いただいております。大変外から見た熊野の魅力や生かし方というところで、いい意見を言っているな

というふうにも思うんですけども、今回は地元の本本高校の生徒が、地元のよさを再発見、再認識し、SNSで情報発信すると、しているんだというような取組も発表され、多くの参加者が共感を持って聞かせてもらったということもございました。自分たちの地域にある課題をどうそこに自分たちが向き合って、その解決ができるのかどうかは別としても、その解決に向けた方策を考えてみるというのが、やっぱり若い世代で取り組んでいただけるというのはすばらしいことだなというふうに思っております。

新しいキャリア教育モデルが、地域との関係を強めて活性化を進める高校をサポートする、より進化したツールとなることと、生徒が一人の社会人として主権者として自立する、そして結果として若者の県内定着に結びつくという、そういう事業になることを御期待申し上げたいなというふうに思います。

続いて3点目へ行かせていただきます。3番目の質問ですけども、熊野古道世界遺産登録15周年を活かした観光振興について質問させていただきます。

紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産に登録されてから、今年で14年、来年は15年を迎えます。経営方針案においては、世界遺産登録15周年、そして四日市港開港120年という節目の年について記述もいただいております。

熊野古道の来訪者数なんですけども、（パネルを示す）このような形でやはりお取り組みをいただいて、世界遺産登録の平成16年からはあまり増えてなかったんですけども、やはり5周年、10周年という節目の年をイベント等も工夫していただく中で、来訪者数は着実に増えていって、10周年のときには42万人を超えるというところまで行っていただいております。

その後も決して減るという、少し減りましたが、それでも30万人台をキープしていただいているという状況です。整備いただいた熊野古道センターも、企画展や交流イベントに取り組んでいただいておりますし、紀南中核的交流施設においても、ここも集客交流の拡大ということで、リピーターも多いと伺っております。

この間、熊野古道伊勢路を生かした観光振興、産業振興を進めるべく、関

係市町と連携しながら取り組んでいただいております。

最近では報道機関の方とかとお話しをする機会があっても、熊野地域でも外国人観光客、特に欧米系の方も増えてきたんじゃないかというようなお話を聞かせていただいたりもします。

熊野古道世界遺産登録15周年に向けて、知事におかれては7月5日に紀伊半島知事会議を斎宮で開催されまして、ホスト役を務められて15周年に向けての3県連携といったようなところも御協議いただいておりますので、紀伊半島広域連携も踏まえていただいて、世界遺産登録15周年を通じて、南部、東紀州地域をどう盛り上げていくのかお考えをお聞かせいただけたらと思います。

続いて、南部地域活性化局長には、15周年イベント、そしてそれ以降の東紀州地域の振興といったようなあたりでお考えお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 熊野古道世界遺産登録15周年に向けてということで、紀伊半島での広域連携を踏まえての考え方ということで答弁させていただきます。

熊野古道は、平成16年7月7日に世界遺産登録され、平成31年に登録15周年を迎えます。熊野古道も世界遺産登録される前は、現在のようなきれいな石畳が続く道ではなく、土に埋もれていたり、草木が生い茂っていたりといった部分も多く、地元の皆さんを中心に当時の多くの方々の大変な御尽力によって、整備がなされ登録に至ったものと伺っております。改めて地元の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

15周年が、次世代も含めた一人でも多くの地域の皆さんに、改めて熊野古道の価値を認識していただく機会となり、登録に向け御尽力された皆さんへの感謝とともに、熊野古道への誇りや愛着を深めていただけるものになればと、心から願っているところであります。

奈良県、和歌山県、三重県の3県では、これまで吉野、高野、熊野の国の

取組として、連携して国内からの誘客を中心に取り組んできました。

しかし、今後、日本人の国内宿泊数が減少する一方、インバウンドの宿泊数は増加し続け、2022年には逆転するという試算もあります。このため、東紀州地域の活性化に向けて、インバウンドにしっかりと取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、今年7月に三重県で開催された紀伊半島知事会議では、私から15周年の取組として、インバウンド誘客に向けた旅行関連事業者や、あるいは首都圏の大学を活用した取組など3県連携について提案を行い、奈良県知事、和歌山県知事にも御賛同をいただきました。

この広域連携での事業を通して紀伊半島にインバウンドを呼び込み、東紀州地域にも周遊するよう取り組みたいと考えています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や先ごろ、開催が決定しました2025年の大阪万博など、今後、インバウンド誘客の大きなチャンスが続きます。

こうしたチャンスをしっかりと生かすことができるよう、広域連携に取り組みながら東紀州地域の観光産業を活性化させ、地域を盛り上げていきたいと考えています。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** それでは、私からは熊野古道世界遺産登録15周年事業と15周年以降の東紀州地域の振興についてお答えさせていただきます。

15周年では、5周年事業、10周年事業の成果を踏まえるとともに20周年を視野に入れ、インバウンドの誘客、熊野古道の価値を伝承する次世代の育成、これらを生かした持続可能な観光地域づくりを三つの指針として取り組んでいきたいと考えております。

現時点で検討しております取組といたしましては、インバウンドにつきましては、先ほど知事の答弁にありましたように、これまで吉野、高野、熊野の国として取り組んできた奈良県、和歌山県とともに、インバウンドが東紀

州地域へ周遊するよう取り組むこととしております。

また、中部経済連合会を事務局として11月に設立しました実行委員会におきましては、愛知県、岐阜県等とこれまで余りインバウンドに知られてこなかった地域、三重県では東紀州地域の情報発信に、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

熊野古道の価値を次世代へ継承していく取組といたしましては、小中学生や高校生を対象に、子どもたちの成長に応じて事業を展開し、東紀州地域に愛着と誇りを持ち、将来は地域の担い手となる人づくりを行ってまいります。

そして、記念イベントといたしまして、世界遺産に登録された7月に記念式典などを開催する予定でございます。また、秋には熊野古道ウィークを設定いたしまして、市町の支援を得て集中的にイベントを実施したいと考えております。

事業の実施に当たりましては、持続可能な観光地域づくりを目指しまして、市町や関係団体等の地域が主体となって取り組むことが、何よりも重要であるとと考えております。そのため、関係市町、企業、団体等が一体となって取り組みます実行委員会を今月中に立ち上げます。

15周年事業はいずれも20周年を視野に入れたものでありまして、1年で成果が出るものではありません。15周年以降は15周年でスタートした取組を地域の人々とともに育て、未来につながる持続可能な、世界にひらかれた観光地域づくりを目指して取り組んでまいります。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

知事からはこれまでの吉野、高野、熊野の取組、そこへインバウンドをしっかりと結びつけていきたいというお話も伺いましたし、しっかりと価値を再認識すると。地元の皆さんがこれまで頑張っていたいただいたことをしっかりとそれを踏まえた上で熊野古道の価値を引き続き後世へとつなげていく、そこへ観光で来られた方にも熊野を感じていただくというような意味合いだったのかなというふうに思っております。

伊藤局長からもインバウンドを含めた広域連携の部分ともう一つ、やはりこれから15周年、20周年とつなげていくためには、やっぱり今頑張っていたでいる語り部ですとか、熊野古道を支えていただいておりますをしっかりとこれからも支えていただいて、新たな方にも加わっていただくというようなことが必要でしょうし、それからやはり10周年、15周年、20周年といけば、環境の整備も必要となってまいると思いますので、そこらあたりもお願ひできたらというふうに思っております。

やっぱり三重県の人口が少なく、厳しい状況の地域ですので、和歌山県、奈良県との連携というものはなくてはならないというふうに考えております。そういった広域連携をしっかりと引き続き続けていっていただきたいと思ひますし、愛知県、岐阜県といったところのお話もいただきましたけれども、やっぱりPRをしっかりといただくということが大事なのかなというふうに思っております。

その広域連携にかかわってなんですが、もう1点、クルーズ船についてお伺ひをしたいというふうに思ひます。

クルーズ船については、日本の各地で誘致合戦というような形にもなっておりますが、日本の港湾に寄港したクルーズ船が平成29年中に2746回というような数を観光庁のホームページで確認させていただきましたし、四日市市には8回、鳥羽市にも11回というような形で入港していただいているということです。

クルーズ船で入国した外国人旅行者というのは、過去最多で昨年度、27%増の252万9000人といったような人数にもなっておりますし、このクルーズ船の活用というのはすごくこれからも重要だというふうに思ひますし、県のほうもクルーズ船の受け入れ対応の充実強化といったようなところ、そして県内誘客というところにつなげていくという意味で、4月27日に三重県クルーズ振興連携協議会を設立しております。

私は今回の質問では、クルーズ船の南部、熊野古道への誘客というような形でお伺ひしたいというふうに思っております。

先ほどの広域連携とつながるんですけども、昨年度、和歌山県には、クルーズ船が16回入港しておるんですが、そのうちの13回が紀宝町のお隣の新宮市の新宮港ということになっておりまして、新宮港を起点に、熊野古道を中心とした観光をされているというふうに、現実としてもそこまで来ているということがあります。

7月9日には、新宮港に寄港するクルーズ船を地域全体の活性化につなげようということで、熊野地域の10市町村、三重県側は、熊野市、御浜町、紀宝町、そしてそこに和歌山県、三重県両県が参加する形で新宮港クルーズ振興広域協議会というのができました。

そこで新宮港寄港クルーズ船による熊野古道伊勢路への観光誘客についてのお考えを南部地域活性化局長にお伺いしたいと思います。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** それでは、新宮港に寄港するクルーズ船による東紀州観光誘客の取組についてお答えさせていただきます。

先ほど議員の御説明にもありましたように、国内外のクルーズ船観光客は非常に増加しておりまして、熊野市の花火大会にも平成29年度は4隻、そして今年5隻のクルーズ船が沖合で鑑賞しておりました。来年3月には初めて尾鷲市にもクルーズ船が寄港するところがございます。

新宮港にクルーズ船で訪れる観光客は主に熊野三山や瀬峡をオプションツアーで回っておりまして、例えば、この11月に寄港しました飛鳥Ⅱの場合、七つの観光コースが用意されておりまして、そのうち東紀州地域が組み込まれたコースは一つでございまして、定員も35名と最も少なくなっております。

このため、新宮港をゲートウェイとして、クルーズ船により来訪する観光客を東紀州地域や熊野古道伊勢路にも呼び込めるようにするとともに、引き続き尾鷲市への寄港を促進していく必要がございます。

新宮市におきましては、平成30年度中に11万トン級のクルーズ船の着岸が

可能となる港湾整備が進められるというふう聞いております。

今後、先ほど御説明いただきました市が設立いたしました協議会のメンバーとも諮りまして、新たなオプションツアーを提案するなど、協議会の場を積極的に活用していきたいと考えておるところでございます。

また、尾鷲市への初寄港につきましても、この11月から地元市町、船会社を中心に古道ウォークや街歩きなどオプションツアーの実施や歓迎セレモニーの準備を始めております。

尾鷲市へのクルーズ船寄港につきましても、地元市町や団体と一緒にになって船会社に働きかけていくなど、新たな観光誘客につなげていきたいと考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

やっぱり新宮港への入港ですので、当然和歌山県、そして奈良県といったところが今までのメインのコースということがあろうかなというふうに思いますが、尾鷲市のクルーズ船の活用も含めて伊勢路への誘客という形で進めただけならなというふうに思っております。

これは要望とさせていただきますけれども、クルーズ船についても三重県は観光局のほうで取り扱っていただいておりますし、例えば民間の方の観光にかかわるDMOについても観光局でやっていただいておりますので、南部地域活性化局としても、観光局としっかり連携していただきながら、あるいはこれまで以上に連携を強めていただきながら、頑張っていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

積水ハウスとマリオット・インターナショナルが進める、道の駅に隣接したホテルの建設が発表されましたけども、大台町、そして御浜町がその建設予定地ということになっております。大変楽しみにしております。引き続き、地域の活性化について、その地域が主体的に活動できる支援といったようなところで環境整備を力強く推進していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後、いつものとおり時間がなくなってしまいましたけども、4番目の質問は、防災に関する協定の具体化というところでお伺いしたいと思います。

午前中、石田議員が県の包括協定に質問されましたが、私は防災の協定について質問させていただきたいと思います。

南海トラフ地震の30年以内の発生確率が引き上げられ、そして大阪府北部を震源とする地震、あるいは平成30年7月の豪雨、北海道胆振東部地震といったような形で、今年も大規模な災害が起きました。三重県も台風災害等を受けました。

大規模災害発災時に、迅速な被災地、被災者支援を実施する意味で、多くの自治体、企業、医療機関、民間団体などと協力協定を締結しております。

現在、防災に関しては20の分野で206の協定が締結されております。

これらの防災に関する協定は、発災したという非常に緊迫した人命救助最優先、安全確保最優先の状況から、被災者の当面の生活など時間が少し経過した状況でのところまで、時系列でも様々な場面で、有効に活用されていかなければならないというふうに思っています。

そこで、防災対策部長にお伺いしたいんですが、発災時に具体的な協定内容の運用がスムーズにできるように、これまでどのような取組をされてきたのか、それから今後どのような取組が必要だと考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

合わせて県土整備部長にお伺いしたいんですけども、一例として、防災訓練などにはなかなか参加しにくい応急仮設住宅の建設に関する協定というところでお伺いしたいというふうに思っております。

災害時においては、円滑に対応するためにも応急仮設住宅の建設にかかわっても、平時からの具体化について県と締結者の協議が必要だと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、協定締結団体との関係づくりについて御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、日ごろから連携体制を確立するということは非常に大切だと考えておりまして、本県では毎年度の防災訓練の際に、協定締結団体に広く参加を募っておりまして、訓練参加いただく団体の実数はここ3年間で61となっております。協定内容に関する実効性の確認につながっているところでございます。

また、協定締結団体と平時から連携をして、成果を挙げている取組もございまして、例えば広域受援計画のマニュアル策定のときは、トラック協会の物流専門家に協力いただいて、その貴重なアドバイスを心得、内容の充実を図ることができたとか、NTTタウンページには、防災情報満載の冊子を配っていただいて、普及啓発の面から協力をいただくとか、あるいは一方、こちらのほうから講師や研修のお手伝いをさせていただくとか、そういうこちら側が団体側の取組に協力している例もございます。

今後ですけれども、これまで訓練に参加されていない団体に対してさらなる働きかけを行うとともに、協力内容の確認を含めたアンケートを実施することなどで、協定締結団体との関係づくりを一層進めまして、災害時に有効性のある連携体制を確保できるように取り組んでまいります。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、応急仮設住宅に関する協定についてお答えを申し上げます。

三重県では、応急仮設住宅の建設に関する協定をプレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、三重県建設業協会等と締結をしておるところでございます。

県におきましては、市町担当者会議等におきまして、各団体の応急仮設住宅の標準図面や構造種別ごとの特徴、または必要戸数の算出方法等について説明をしておるところでございます。

また、関係団体のほうからは、応急仮設住宅の建設事例など説明していただいております。

今後は、発災時の具体的な対応がとれるよう市町や各団体と協議をしなが

ら、実際の建設予定地を踏まえたシミュレーション等にも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁ありがとうございます。

ぜひ防災対策部長には、実際に被災者の方が避難所にいらっしゃる、そういったときにやっぱり市町との関係が大事だと思いますので、その市町と締結協力者の間もぜひ県で取り持っていただけたらなというふうなところを思います。

それから、県土整備部長におかれましては、しっかり建設予定地も踏まえたシミュレーション等というお言葉をいただきましたが、やはり市町の仮設住宅の建設予定地等、やはり具体的なところで実際の建設をどこに、どの数できるのかというようなところをやっぱり市町と御相談いただいて、実際の発災に十分対応できるような形をつくっていただけたらなというふうに思っております。

とにかくいつも来る風水害、そしていつか来るであろう地震津波への取組、引き続きの準備を怠りなきようお願い申し上げて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し関連質問の通告が4件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩をいたします。御苦労さまです。

午後3時1分休憩

---

午後3時15分開議

## 開 議

○議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、藤田宜三議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。関連質問ということで、多文化共生に向けてシャープ亀山工場における外国人労働者の大量雇い止めを受けた対応等について質問させていただきたいというふうに思います。

ちょうど私、2009年の3月に伊賀市の市議会議員にならせていただいて、もうすぐ10年がたつんですけれども、そのときリーマンショックがありまして、伊賀市でも1000人規模という外国人の派遣労働者の雇い止めがあったということで、ちょうどそのとき初めてその当事者の皆さんから聞かせていただいたということを今、思い出しているわけなんですけれども、その企業が立地をして、そこで人が働いてプラスになるいい波及効果というのはよく強調されるんですけども、長年、例えば10年ぐらい暮らしてきた人が突然解雇をされて、子どもたちはもう日本語しかできない、そして当時、そのとき補助金を出して本国に帰ってもらうような、そんな国の制度もあったように思うんですけれども、こういう今、外国人材の確保ということが、受け入れということが言われている今だからこそ、その当時のようなことを繰り返してはいけないと思いますし、まず特に県の情報収集能力、それが本当に問われていると思いますし、県の雇用対策としても多文化共生という横串が、本当に刺さっているのかということを少し確認をしたいという意味で関連質問をさせていただきたいというふうに思います。

特に、今回のシャープ亀山工場における外国人労働者の大量の雇い止めな

んですけれども、いつ、情報をつかんで、雇用の確保等に向けて具体的にどう  
いう対応をしてきたか、そしてそれは十分だったのかということをもまず確認  
をさせていただきます。

それから、これまで常任委員会等でシャープ亀山工場における生産や雇  
用の情勢について、その波及効果等について報告をいただいているところ  
ですけども、大量の雇い止めにつながるような報告というのは、これまで受  
けてないわけなんですけれども、その点についてもお尋ねをしたいというふう  
に思います。2点伺います。

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、御答弁申し上げます。

これまで県内の企業におきまして、正社員の方の大量離職が発生するとい  
う状況、情報を得た場合には、県と労働局が連携をいたしまして、社会的な  
影響が最小限となるよう対応してきたところでございます。

具体的には、主に6カ月以上の雇用期間の方が離職する場合は、大量離職  
者対策協議会を設置いたしまして、県も含め関係機関が一体となって対応す  
るほか、協議会を設置しない場合にも連携しながら必要な対策を講じてきた  
ところでございます。

県としては、企業に対して離職者に対する丁寧な説明や再就職に向けた支  
援をしていただくよう要請するとともに、その後の対応状況や離職者数の調  
査を行うなど、継続的にフォローアップすることで離職者の方が再就職でき  
るよう取り組んでまいりました。

なお、これまでこうした取組につきましては、離職者の対応は企業の対応  
であること、また企業の経営にかかわる内部情報が含まれていることもござ  
いまして、常任委員会において特に報告させていただいてはございません。

今回の事案につきましては、まず3月19日に三重労働局から約500人の雇  
い止めが発生する可能性があるとの情報がございまして、同月27日にシャ  
ープから聞き取りを行うとともに、企業に対して離職者に対する丁寧な説明  
や再就職に向けた支援をしていただくよう要請をいたしました。

なお、県から三重労働局に協議会の設置について提案したところ、労働局

としては設置しないという判断でございました。

7月10日にも約250人の雇い止めが発生するという追加の情報提供がございまして、同月17日にシャープから聞き取りを行って事実を確認するとともに、改めて離職者に対する対応を要請いたしました。今回の状況に鑑みますと、その後のフォローアップができていなかったこと、大半が外国人であるにもかかわらず、環境生活部と当初の時点から連携をしてこなかったことなど、必ずしも対応が十分ではなかったというふうに考えております。

現在、雇用の状況などについて三重労働局や関係企業に確認をしているところでございます。実際を把握するとともに、環境生活部はもとより、三重労働局とも連携をいたしまして、早急に必要な対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 報道は1000人から3000人近い雇い止めがあったということなんですけど、具体的な数というのは把握されていますか。

○雇用経済部長（村上 亘） 今回お聞きしましたのは、先ほど申し上げましたように、3月19日に500人、7月10日に250人、750人でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 生産体制とか雇用情勢の的確な把握に向けて情報収集力を高めていただきたいというふうに思います。

平成29年の5月につかんだ情報の報告がなぜ12月なのか、そしてこの12月にも報告いただくということなんですけども、今回の生産体制と大量の雇い止めの因果関係等が明らかになるような情報収集ができていいのかということをもとに伺いたいと思います。

シャープに都合のいい情報だけオープンにして、後ろ向きな情報をクロウズにするというのは、シャープと三重県にとっても対等な関係ではないと思いますし、大いに問題があると思います。そのアンテナを高くするという意味でも、2次や3次の下請の人材派遣業者との意見交換ですとか、必要な要請活動をしていくことや、現場で働いている外国人労働者の声を直接聞くと

ということも必要だと思いますが、雇用経済部長、いかがでしょうか。

○雇用経済部長（村上 亘） 今の御質問でございますけども、実際に労働局を通じて労働者のお話が来てますので、労働局も通しながら情報把握に努めていきたいというふうに思っておりますし、それからシャープ本体というよりも、今回はその下請企業の雇い止めといいますか、期間満了に対する離職という形になっておりますので、そこら辺も協力をいただくというような形で情報収集してまいりたいというふうに思っております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） シャープに対しても本当に何かお金だけ払って言いなりのような感じではなく、対等な本当にパートナーとして話できるような対応をしていただきたいと思っておりますし、警察本部長にもあえて情報提供させていただきたいと思うんですけども、この鈴鹿市にある3次の下請の人材派遣会社なんですけれども、外国人の方の相談に乗っている労働組合の委員長に対して、危害を加えるような、そういう脅迫もしているというふうなこともお聞きをしていますので、そういう反社会的な対応についても、これは警察本部にも私からお知らせをしておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、本当に三重県の雇用対策という意味でも、多文化共生社会をつくっていくという、その横串が刺さっていくということが本当に大事だと思いますし、相談体制ですとか雇用の確保、生活や子どもたちへの対応、知事のこれからの決意というものをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） 今回の対応につきましては、非正規の部分で要請というのは初めてやっていたけれども、まさに今、議員おっしゃったように、情報収集力や横串というところで必ずしも十分でなかったところを反省して、ここから、労働局との役割分担はありますけれども、しっかり状況の把握と必要な対策をやっていきたいと思っております。

私のほうからもしっかり対策をとるための体制整備と合わせて、しっかり対応策を練るよという指示を、もう週末の段階でもしてありますので、

いろんな相談窓口の紹介とか、あるいは再就職に向けた支援とか、様々しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、本当に本県で多文化共生、多くの皆さんが御協力いただいているにもかかわらず、こういうような状態があってはいけませんので、これからも多文化共生の実現に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 本当に多文化共生ということをもって、本当に今回の件は地域経済にも、地域社会にも、地域コミュニティにも大きい影響がありますので、県のしっかりした対応をお願いして関連質問を終わりたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 同じく、藤田宜三議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） 新政みえ、四日市市選出の芳野正英です。同じく先ほどの質問、私もいろいろ聞きたいところあるんですが、所管の委員会の委員長でございますので、また、委員会質疑でそこは深めていこうかなと思えますけども、私はここも関連してくるんですけど、企業がどういう責任を負うべきなのか、外国人が就労していただいとる企業がどういう責任を負うかということも含めて少し質問をしたいというふうに思っています。

11月19日に亀山市で我々県議会の広聴広報会議主催のみえ現場d e 県議会が行われました。今回のテーマはダイバーシティ社会について考えるということで、性的少数者や障がい者に加えて外国人との多文化共生について現場で御苦勞されている方々のお話を聞かせていただきましたが、鈴鹿市のNPOの方からも外国人材を求めているのは企業なのに、日本語の取得の支援ですとか、先ほど知事もお話しされていた、もしこういう雇い止めがあった場合の就労相談ですとか、こういうところは自治体ですとか地域住民とか地域

の皆さんに丸投げされているので、やはりこれはこういった部分で経費の一部をやはり企業に負担をしていただくような基金を設立して、自治体が行き組む部分をサポートしてもらったらどうかというこの提案をいただきました。

これは私たち新政みえは、これまでも本会議ですとか委員会で繰り返し要望してきたところにも合致しますけれども、これで2点お聞きしたいんですが、既に愛知県では日本語学習支援基金というのを平成20年から行っています。当初7年間の予定で、7年間で企業個人から146件、2億4508万円集めて日本語教室の支援とかを行っていましたが、さらに5年延長して平成32年までやっていこうということで、平成28年から3年間、今年の8月現在で100件、7542万円の寄附を集めて基金を、そこに愛知県のお金を入れて愛知県の国際交流財団で運営をしていただいているということがあります。

こういう基金を三重県でも実施できないかというのが1点目でございます。

そしてもう1点、今年度、設立をすると昨年の12月に知事もおっしゃっていた子ども基金（仮称）なんですけれども、この子ども基金の設立にかかわる文書を読ませていただくと、医療や介護には企業を含めて社会全体で支える仕組みが確立しているけども、子ども子育てにはそういった社会全体で支える仕組みがないので、この子ども基金を使ってやっていきたいと思いますというふうに話をされて、この子ども基金を設立するというふうにおっしゃっております。ダイバーシティ社会を推進する三重県でありますので、よもやその基金の対象というのは、日本人の児童に限定するということはないと思いますけれども、この子ども基金も例えば就学前教育ですとかまた児童の放課後子ども教室といった外国人の児童、子どもたちへの日本語教育の運営の補助として、この子ども基金の活用をしていくことができないか、この2点についてまずお聞きをしたいというふうに思います。

**○環境生活部長（井戸畑真之）** 外国人材の日本語研修というものは、議員おっしゃったとおり、企業がやはり責任を持ってやるべきだと我々も考えております。

そうしたことから企業訪問等の機会に実施状況の把握、あるいは研修実施を働きかけしておるところでございます。

今年度、「外国人活躍☆創造発信事業」というものを実施しております、これはどういう事業かと申し上げますと、外国人社員が活躍している県内事業所を外国人レポーターの方が訪問されて、好事例となる取組を多言語ホームページで日本語と母語で紹介いただくというような事業でございます、こういうものを発信することで、企業に日本語教育の大事さというものを訴えておるところでございます。

また、県では入管法の改正に伴いまして外国人材が増大することに備えまして、外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策というものを現在検討しております、年内にそれがまとまるというふうに伺っております。そういうものをしっかり情報収集して関係部局、あるいは市町と連携して対応を検討してまいりたいと思っております。

また、就学前教育につきましては、先ほどの教育長の答弁にもございましたとおり、スムーズに小学校生活に移行していく上で、非常に有効であるというふうに考えておりますし、非常に大事なものだというふうに考えております。

また、こういう先ほどの日本語研修あるいはこういう就学前教育などを取り組むに当たって、財源確保につきましては様々な手法を検討していくことが必要であると考えております。

その一つとして、先ほど御提案ありました企業からの寄附金であったり、あるいは子ども基金の活用というものにつきましては、関係部局と研究をし、また市町や県民の皆様の御意見も伺いながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。発信ですとかその啓発活動ですね、ここは取り組んでいただいているのはわかるんですけども、愛知県も

既に平成20年、もう10年前からそういったことを取り組んで基金も設立をしているということでありますので、発信も大事なんですけれども、具体的な基金の創設というのは、新政みえとしても大分前からこれ話をしていることですので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

子ども基金も発表していただいてから約1年、たとうとしていますので、ちょっと知事にも1回お聞きしたいんですけれども、ぜひこの2点目にお話しした子ども基金の活用に、この多文化共生の子どもたちの学習支援ということも実施が検討できないか、その点をお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 現在、子ども基金は対象事業として生まれ育った環境に左右されず、貧困や格差を再生産しないための事業、あるいは人生を豊かに輝かせるための基礎となる家庭教育、幼児教育に係る事業、あるいは妊娠出産子育ての希望がかなう三重が実現するための事業というものに一応整理されておりますけれども、関係部でこの日本語教育などについてどういう事業をやっていくのか、それについてどういう財源を充てていくのか、そういう議論の中でよくまず検討してもらいたいというふうに思っています。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 昨年発表いただいたその文書を私たちも読ませていただいて、これこそ、この多文化共生に係る子どもたちの放課後ですとか、日本語教育事業ですね。これは今、外国人の方々、子どもたちが多い自治体は、ほぼ網羅してまして、私の地元の四日市市も笹川団地では毎週火曜日に、これは大人も含めた日本語のサポートをしていますので、そういう部分でしっかりと取り組んでいただいていますので、その財源的なサポートをぜひここから捻出をするということも積極的に期待をしていただきたいなというふうにお願いをして、これはぜひ来年度の事業からやっていただきたいというふうに思っていますので、これはまた新政みえからも繰り返し質問をしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 次に、石田成生議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。45番 山本 勝議員。

〔45番 山本 勝議員登壇・拍手〕

○45番（山本 勝） どうもお疲れさんでございます。

それでは、午前中に石田議員から質問がございました木曾岬干拓地の有効活用についてに対する関連質問を行いたいと思います。

木曾岬干拓地には私も以前何度も訪問したことがあるわけでございますけれども、今回、私どものこの会派で現地を視察したということでございまして、改めてある面では久しぶりにちょっと行っただと、こういう感じがするわけでございますが、久しぶりにお邪魔をして特に海津市海津町側から經由して、木曾岬干拓地のほうへ入りまして、それで以前からちょっと変わったなと思いますのは、まず海津町のほうのあちらのところの整備は割と工場もどどん進出をしてきて、そして大分整備もされておると、こういう感じがいたしまして、そしてまた海岸堤防のほうの耐震化も大変こうある面では進んでおるところがございまして、工事中のところもございましたが、愛知県側は大分いろいろ対策をされておると、こういう思いをさせていただきましたが、三重県側へちょっと入りますと、まだまだちょっと差があるなど、こういう感じがしました。

特にわんぱく広場のところの第1工区のところの緩衝地帯というんですかね、あのところは割ともう草が生い茂って大変少し放置状態になるような、こんな感じがいたしましたが、メガソーラーのほうは割と整然と整備をされておりますので、そう言いながらもやっぱりちょっと三重県側は、ある面では、もう少しいろいろ対策をしていただかないかなという、私もこう地元の議員としてはもっともっと進めていただかないかなという思いを改めてさせていただきました。

そう言いながらも、こうした中で特に午前中にもいろいろお話がございましたように、木曾岬干拓地においては都市的土地利用とか企業誘致のほうもそろそろ実現をするという、木曾岬の地域の皆さん方の長年のある面では願

望がそろそろ実現をしてくるなという、感慨深い思いもさせていただきました。

そして、やっぱり干拓地への企業誘致というのは、ある面では地域の雇用とか税収、そしてまた豊かな自治体を生み出すという、地域を生み出すということでは、やっぱり木曾岬には大きくこれが必要な、不可欠のような要素にも感じさせていただいておまして、これからやっぱりいろいろこうあの地域のインフラ整備とか、それから地盤の軟弱なところについても、いろいろ調査が入っており、またそれをある面では進出企業のところも承知の上でいろいろこう物色をしとるといような、こんな話もいろいろ午前中にもお聞きをさせていただいて、そろそろ木曾岬の皆さん方の思いが実現をしてくるんかなと、このように思っております。

そういう中で、本日、先ほども言いましたけども、石田議員の質問に対して当局側のほうからいろいろ答弁を伺ったわけでございますけども、特にその中で複数の企業が既に関心を持っておられると、こういうようなお話もお聞きをして、ある面では、これはうれしい誤算かなという思いもさせていただきながら、このチャンスはやっぱり決して逃してはならないと、このように思ひまして、そこで少し質問させていただこうと思うんですけども、こうした状況の中で今年9月に木曾岬干拓地の地区計画が告示をされ、企業の立地が可能となってまいりました。現在、企業の募集要項について、木曾岬町と協議中とのことですが、関心のある企業を逃さないためにも、木曾岬町と協議を進めて、早急に企業募集を進める必要があると、このように考えておりますが、この点について知事のほうから今日、石田議員のほうへは木曾岬問題についての知事の答弁がなかったわけでございますので、どうぞひとつ、この辺のところを含めて知事の意気込みをちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○知事（鈴木英敬） 今回の分譲予定地は、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけども、地盤が軟弱であるなどのマイナス面がある一方で、例えば名古屋港鍋田ふ頭に隣接しているとか、あるいは例えば第2期以降の分譲予

定地も含めると、全体で40ヘクタールという規模であるということとか、例えば企業ニーズに応じた自由な区画割が可能であるとか、そういう意味で名古屋周辺への立地を検討している企業にとっては、魅力ある用地であるというふうに思っていて、こういう点を評価いただいて現在、複数の企業から関心を示していただいているというふうに思っています。

現在、木曾岬町と企業の募集要項について協議を進めているところであります、まさに議員がおっしゃっていただくように、関心を持っていただいている企業が複数あるというチャンスを逃さないように、早期に企業募集を開始し、誘致を進めていけるよう努力をしていきたいというように思います。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） 知事、ありがとうございます。

早期に企業の募集を開始するという、これの重要性については十分認識をいただいております、このように思います。

それで、いろいろ木曾岬町のほうからも課題が恐らく知事のほうにもお話をいただいておりますんじゃないかなと、このように思うわけでございますけども、特に募集に当たってのいろいろな条件等も、大変ある面ではクリアするにはちょっと時間がかかるなというような、こんなテーマもあるようでございますけども、ひとつ、そんなことも含めて、これを今日お聞きをしていつごろぐらいには募集を改めてかかれるんじゃないかなという、こんな期限もちょっとお聞きをしたんですけども、その辺のところはちょっと今の時点では無理かなと思ひまして、その辺のところはちょっと質問を控えさせていただきますけども、とにかく地元の木曾岬町と早期にいろいろそういう協議をしていながら、ある面ではこのことを進めていただきたいなと、このように要望をしておきたいと思ひます。

特に、木曾岬町長以下、町民の皆さん方には近くに飛島村という、ある面では財政力指数が2.15ということで、市町村全国の中ではトップのこの自治体があって、それを横に見ながらいろいろ町民の皆さん方の思いをこういうところにぶつけるとる面がございまして、そういうことを考えていくと、早期

にひとつ、募集をして、ある面では町民の皆さん方の夢が実現をするような、こんなようなところに持っていききたいなど、こういうことを思います。

以上、いろいろ改めて質問はいたしませんけども、早期にその協議を開始していただいて、今上がっておる課題等について早期にひとつ、1回解決をして募集をできるようなところに持って行っていただきたいなということを御要望させていただいて、関連質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 次に、藤根正典議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 東 豊議員。

〔20番 東 豊議員登壇・拍手〕

○20番（東 豊） 済みません、お疲れのところ。議長のお許しをいただいたので、関連質問をさせていただきます。藤根正典議員の発言に対する関連質問でございます。少々おつき合いをいただければと思います。

熊野古道世界遺産登録15周年を活かしてということで、観光振興について質問があったわけですが、ひとつ、映写資料の中に熊野古道伊勢路来訪者数という推計でよくわかる数字を出していただきました。ちょっとこの丸はつけなかったのですが、最初に教育長にお尋ねをしたいんです。

それは世界遺産登録15周年を来年迎えるわけですが、暫定登録、登録、本登録という形で、今年は15年目になるわけですが、一つはそういうふうな形で保護と、それからやっぱり観光資源につながるということがあったと思うんですが、私は伊勢に七度熊野に三度というようにあって、これは知事には多分質問しないと思いますが、2年前に伊勢志摩サミットがあって、2大聖地を結ぶというフレーズがあるわけですね。伊勢と熊野、聖地を結ぶということ。

田丸から歩いたことも2度ほどありますが、まずはツヅラトから始まる、東紀州が始まるという世界遺産なんですが、やっぱり伊勢田丸からツヅラトまでの間で、やっぱりいつもこう史跡としての価値を、評価を高めていくというのか、調査をしてやがて世界遺産に登録するための機運の醸成をすると

いう、所管は教育委員会だと思うんですが、例えば具体的なのだと女鬼峠、田丸から歩いて一番近くが女鬼峠ですので、非常にコンパクトだし、歩きやすいですし、ちょっと暗い感じはしますが、その後、三瀬坂峠というのがございまして、その辺の世界遺産登録の、長い年月かかると思うんですが、そういう機運というのはおありになるかどうかですね。まず確認をしたいと思います。

〔「ええ、質問や」と呼ぶ者あり〕

○教育長（廣田恵子） 世界遺産の追加登録を行うには、国史跡の文化財指定をまず受けなければいけないと。その前には、市町と県の文化財指定を受ける必要があると。今、その指定に当たっては、市町に調査を行っていただく必要があるということで、教育委員会のほうから各市町に対して候補地を現在照会をしておりますが、現実的な問題としてやっぱり地権者の確認とか、そういうところで今、条件としてここをお願いしますというようなことが教育委員会のほうにダイレクトに上がってきている段階ではないということで御理解をいただきたいと思います。

〔20番 東 豊議員登壇〕

○20番（東 豊） これ教育長にも、それから南部地域活性化局長は出られたんで、ちょうど1カ月前ですね。11月3日に教育長はなじみがあるかと思いますが、熊野古道協同会議というのが開催されて、実は私も久方ぶりにずっと最初から最後まで参加をさせていただいたんですが、メンバーの顔ぶれが違うんですね。全然違います、おられたころと。暫定登録から登録ぐらいのときは、南部地域の人たち、語り部さんが本当に今から15年前ですからお若くて、花尻会長以下、ずっとその顔ぶれではなくて、もちろん11月3日だったので、各峠の語り部で出たということもあるわけですが、それはありがたいことなんですが、顔ぶれがやっぱりツツラトまでの、つまりこの北のほうの関係者の方が結構多くいらっしゃいましたというのが率直な感想です。

和歌山県が2年前に追加登録を成功しているんですね。5カ所も。それを

受けて、そのときから思ったんですが、三重県、ないのかな、今、世界遺産登録されているところの中でも少し延長するとか、いつも目を向けていく、機運が静まらないように、いつも高揚させていくということが大事なんじゃないかなと。アンテナをいつも張って、お願いいたします。

南部地域活性化局長にお尋ねをいたします。それに向けた観光振興ということで、15周年中年ということで〇周年と〇周年の間ということで、20周年に向けてということで、インバウンドの話も少しされました。この表を見るとよくわかるんですが、私は別に解説するつもりはないけれども、地元に住んでいて15周年前、暫定登録からすごい観光バスの送客があって、ぐんと伸びて、今は団体客がハイヒールでは熊野古道を登る人はいなくなりましたですね。当時はいたんですが。最近はこのをカウントできない人たちがやっぱり欧米の人たちのバックパッカーで、いきなりやって来られる方が多いんですね。ちょっといろいろ話をしますと、そんなことになるわけですが、団体から個人、アジアの団体から欧米の個人客にシフトしています。

熊野古道センターで、いつかも質問したと思うんですが、実はインバウンド受け入れ体制になっている施設じゃないんです。もともとが13年前に設計をされて、建築、10年たったわけですが、表示一つにしてもインバウンド対応じゃないというところで、徐々にお力をいたただいて変えては来ていますが、常設展示場をやっぱり視野を、20周年ぐらいを目標けてリフォームをするということが大事だと思います。これは建てればその日から古くわけですけども、明らかにインバウンド需要が増えてくるのにもかかわらず、オーディオガイドは100台つけてもらっていますのでありがたいと思いますが、常設展示のリフォームを含めて、その辺のお考えというのは何か局長に質問するのちょっと気の毒かなとは思いますが、予算のない中でですけども、20周年に向けた取組の一つで、派手さはなくても着実にその方向性をやっているんだということを御答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） まず、追加登録なんでござ

いますが、追加登録につきましては、関係者の方からいろんな御意見を頂戴しております。昨年は熊野古道センターの講座の中で、大辺路の追加認定に取り組まれました民間団体の方においでいただきまして、皆さんでお話を伺いさせていただきまして、先ほど議員おっしゃいました熊野古道協同会議におきましても、和歌山県の担当者の方からその取組を語り部の方とか、それから保全活動に携わっていただいている団体の方とかと一緒にお話を伺わせていただきました。

皆さんの追加登録に対する熱い思いというのは、私もしっかり認識させていただいているところでございます。

ですが、その中で和歌山県の担当者の方がおっしゃったことは、非常にやはり大変御苦労されたということと、時間も相当かかりましたということでございましたので、これにつきましては登録のことでございますので、教育委員会ともよく連携させていただきまして、地元の方の意見もよくお伺いしながら研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、熊野古道センターのリフォームにつきましては、なかなか厳しいところだと思いますが、インバウンドの方も増えておりますし、来年15周年で熊野古道センターをもっとたくさんの方においでいただくように、私もPRに力を入れていきたいと思っておりますので、例えば多言語の表示とかそういったものにつきまして取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、15周年が女鬼峠から始まりまして紀宝町まで17峠、もっとありますし、熊野古道を有する10市町みんなで取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

〔20番 東 豊議員登壇〕

○20番（東 豊） ありがとうございます。またゆっくりお話しする機会があるかと思いますが、東紀州にこだわらずにつなげて何ぼのものだと思います。伊勢から熊野までつなげて何ぼのものだと思いますので、世界遺産登録も含めて施策を余り東紀州、世界遺産登録と限定せずに広がった視野で機運をぜひ盛り上げていただきたいんです。前向きな機運を、これだけ、観光

客30万人ですかね、来ていますので、そんなに数字を追うことじゃなくて、中身の少し質を変えていただけたらなと思ってます。

質問、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 議 案 審 議

○議長（前田剛志） 日程第2、議案第190号から議案第200号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

○議長（前田剛志） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第190号から議案第200号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
190	平成30年度三重県一般会計補正予算（第2号）
191	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
192	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

193	平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
194	平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
195	平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
196	平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
197	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
198	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
199	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
200	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

○議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明4日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明4日は休会とすることに決定いたしました。

12月5日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時55分散会